



彩の国  
埼玉県

令和6年度版  
(令和5年度実績)

児童相談所業務概要

# 埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

## はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和5年度の児童虐待相談対応件数は17,472件で、前年度17,213件に比べ259件、1.5%の増加となりました。令和2年度の件数は前年度をわずかに下回りましたが、令和3年度以降は再び増加傾向となっています。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降、5類感染症に移行したことから感染者の外出自粛義務がなくなるなど人々の生活や経済活動も平静さを取り戻してきた年となりました。その影響もあり、令和5年度は児童虐待相談が徐々に増え、また、家族関係の不調と家庭に居場所がないこどもの家出、外泊・夜遊びによる要保護児童事案が増加しております。

それに伴い一時保護も増加し、定員を超える状況が続きました。

こうした中、県では、令和5年4月、熊谷児童相談所に一時保護所を開設し、令和7年4月には一時保護所を併設した朝霞児童相談所（仮称）の整備を進めております。

また、令和4年6月の改正児童福祉法により、都道府県はこどもの意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされました。本県では今年10月から一時保護所にアドボケイトの派遣が始まるなど、こどもの意見表明の仕組み作りが進められています。加えて、令和6年3月には、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が公布され、本県では児童福祉法施行条例の改正準備を進めております。

来年6月には一時保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求し判断を求める司法審査の導入が予定されております。円滑な運用に向けた仕組みづくりを進めているところです。

里親委託では、里親フォスタリング事業、埼玉県里親会が受託し実施する先輩里親による未委託里親への「里親しっかりサポート事業」や、里親支援センターとの連携など更なる里親委託向上に取り組んでいるところです。

今後も児童相談所では、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、こどもに関する専門的相談機関として、新たな取組や業務運営を工夫しながら、市町村をはじめとした地域の関係機関・関係者と連携を図り、こどもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

この冊子は、令和5年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和6年11月

埼玉県中央児童相談所長 猪野塚 将

目 次
-----

第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組 織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	12
(1) 相談の状況	12
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	14
ア 養護相談	14
イ 障害相談	19
ウ 非行相談	21
エ 育成相談	23
オ 保健相談・その他の相談	24
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	24
2 活動状況	25
(1) 児童福祉司の活動状況	25
(2) 児童心理司の活動状況	26
(3) 「家族支援」の取組みについて	26
(4) 児童精神科医の診察等の状況	28

目 次
-----

(5) 一時保護の状況 .....	29
3 児童福祉施設・里親等の状況 .....	33
(1) 児童福祉施設 .....	33
(2) 里親等 .....	35

### 第3部 資 料

1 相談件数等の推移 .....	44
2 統計（福祉行政報告例） .....	47
(1) 全児童相談所 .....	47
(2) 中央児童相談所 .....	52
(3) 南 児童相談所 .....	57
(4) 川越児童相談所 .....	62
(5) 所沢児童相談所 .....	67
(6) 熊谷児童相談所 .....	72
(7) 越谷児童相談所 .....	77
(8) 草加児童相談所 .....	82
3 診 断 .....	87
4 里親委託 .....	88
5 児童虐待防止対策事業 .....	90
6 児童相談法的対応強化事業 .....	95
7 地域・家庭支援活動 .....	95
8 職員研修等 .....	96

---

## 第 1 部

---

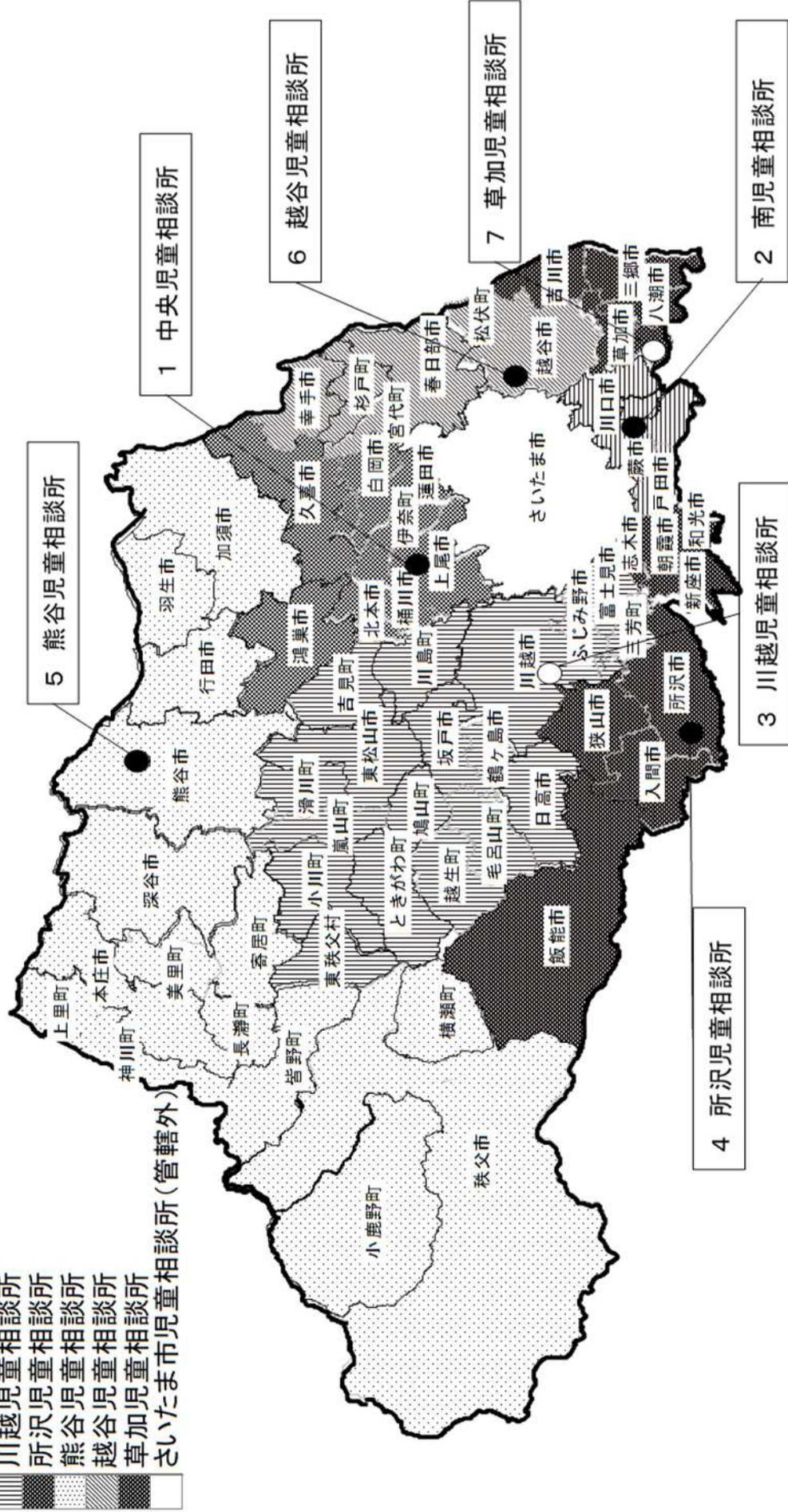
# 児童相談所の概要

---

埼玉県では、現在、7つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

# 1 管轄区域(令和6年4月1日現在)

- 中央児童相談所
- 南児相相談所
- 川越児童相談所
- 所沢児童相談所
- 熊谷児童相談所
- 越谷児童相談所
- 草加児童相談所
- さいたま市児童相談所(管轄外)



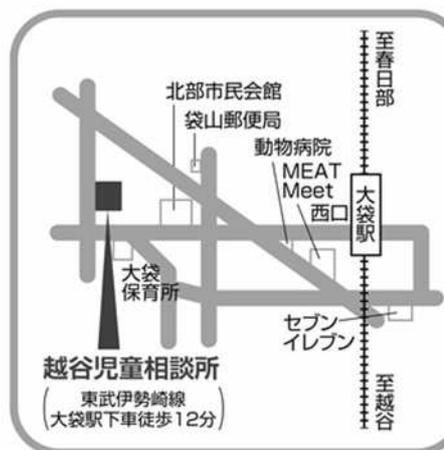
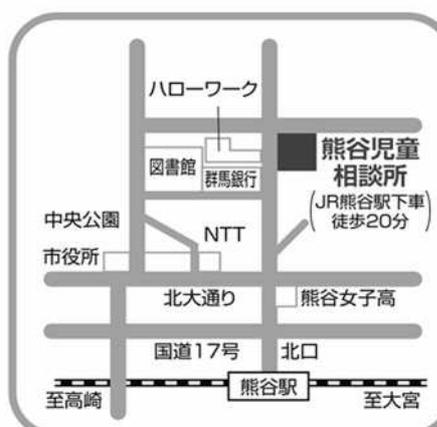
管轄区域、人口等（令和6年4月1日）

	児 童 相 談 所 別							計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	川越市 東松山市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 入間郡 比企郡 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 秩父郡 (東秩父村を除く) 児玉郡 大里郡	春日部市 越谷市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	7市10町1村	8市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口(人)	797,544	824,124	1,103,722	1,187,645	833,361	728,336	558,875	6,033,607
児童人口(人)	108,736	118,511	149,930	166,106	109,305	98,745	80,344	831,677
世帯数 (世帯)	365,144	412,531	522,943	575,423	379,916	344,880	270,620	2,871,457
面積(k㎡)	307.52	85.25	723.75	420.05	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和6年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和6年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

# 児童相談所の案内図



## 2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル189（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
3年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
4年		R4. 4. 1改正民法施行（成年年齢20歳から18歳に引下げ） R4. 12. 15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4. 12. 16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
5年	R5. 3. 13熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市箱田） R5. 4. 1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5. 4. 1こども家庭庁発足 R5. 4. 1こども基本法施行
6年		R6. 4. 1改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、里親支援センターの位置づけ、児童自立生活援助の利用弾力化、こどもの権利擁護に係る環境整備）

3 組織（令和6年4月1日）（実数）

		児 童 相 談 所						
		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所	長	1	1	1	1	1	1	1
副	所 長			1				1
医	幹	1						
担 当	総務、心理相談、家族・自立支援、保護	副 所 長	1	1		1	1	1
	総 務	担 当 部 長 ・ 担 当 課 長	1	1	1	2	1	1
		主 任 ・ 主 事 等	3	2	2	3	2	2
	心 家 族 理 相 談 支 援	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	1	1	1	1	1	1
	心 理 相 談	担 当 課 長（児 童 心 理 司）	1	1	1	2	1	1
		児 童 心 理 司	10	10	14	13	11	10
	家 族 ・ 自 立 支 援	担 当 課 長（児 童 福 祉 司）	1	1	1	1	1	1
		児 童 福 祉 司	9	9	11	12	12	6
		児 童 心 理 司	5	5	4	4	2	4
		主 任 ・ 主 事						
	保 護	担 当 部 長（児 童 指 導 員）	1	1		1	1	1
		担 当 課 長（児 童 指 導 員、保 育 士）	2	2		1	3	1
		児 童 指 導 員	9	7		13	14	13
		保 育 士	8	8		4	8	3
		看 護 師	1	1		1	1	1
		調 理 員						
		栄 養 士（兼 務）	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援	副 所 長	1	1		1	1	1
		担 当 部 長（児 童 福 祉 司）						1
	里 親 推 進	主 任 ・ 主 事	1		1	1	1	1
		児 童 福 祉 司		2				
	虐 待 ・ 相 談 指 導	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	2	1	1	1	2	1
		担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	2		1
	虐 待 ・ 相 談 指 導	児 童 福 祉 司	12	15	18	18	13	17
		主 任 ・ 主 事						
		社 会 福 祉 主 事 等（兼 務）					(2)	
		保 健 師（兼 務）	(2)	(1)	(4)	(2)	(4)	(2)
	安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 課 長	1	1	1	1	1	1
担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	1	1	1		
児 童 福 祉 司		7	12	14	16	7	8	
主 任 ・ 主 事		1						
企 画 調 整	副 所 長	1						
	担 当 部 長（兼 務）	(1)						
	主 任	2						
計（兼務を除く）		84	85	74	101	86	76	47
会 計 年 度 任 用 職 員	嘱 託	主 任 心 理 相 談 員	1					
		心 理 相 談 員		1		1		1
		児 童 心 理 支 援 員		2	1	1		1
		心 理 職 員		1				
		学 習 指 導 員	2	2		2	1	2
		学 習 補 助 員	3	3			3	3
		調 理 員						
		市 町 村 支 援 員	3					
		児 童 相 談 専 門 員	2	2	2	2	2	2
		虐 待 对 应 専 門 員	1			1		1
		虐 待 对 应 相 談 員	2	2	1	2	2	1
		虐 待 ・ 相 談 指 導 担 当 職 員						
		里 親 等 委 託 調 整 員	2	2	2	3	2	2
		里 親 委 託 強 化 推 進 員	1		1	1	1	1
	医 師	4	7	3	4	3	8	
弁 護 士	1	1	1	1	1	1		

## 4 担当の主な業務

---

### 心理相談担当

- 相談の受付
- 受理会議・診断会議に関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 療育手帳交付に係る業務
- 特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- 医学診断に関する業務
- 保護者への精神医学的・心理学的支援

### 家族・自立支援担当

- 家族支援プログラムに関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 児童相談所カウンセリング強化事業
- 保護者への精神医学的・心理学的支援
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

### 虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- 相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- 障害者総合支援法関連業務
- 児童保護者に対する訪問指導
- 処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- 児童福祉法第30条の届出に関する業務
- 児童の安全確認に関する業務
- 関係機関との連携
- 受理会議に関する事務
- 継続指導
- 統計事務に関する業務
- ケースファイルの整理保管

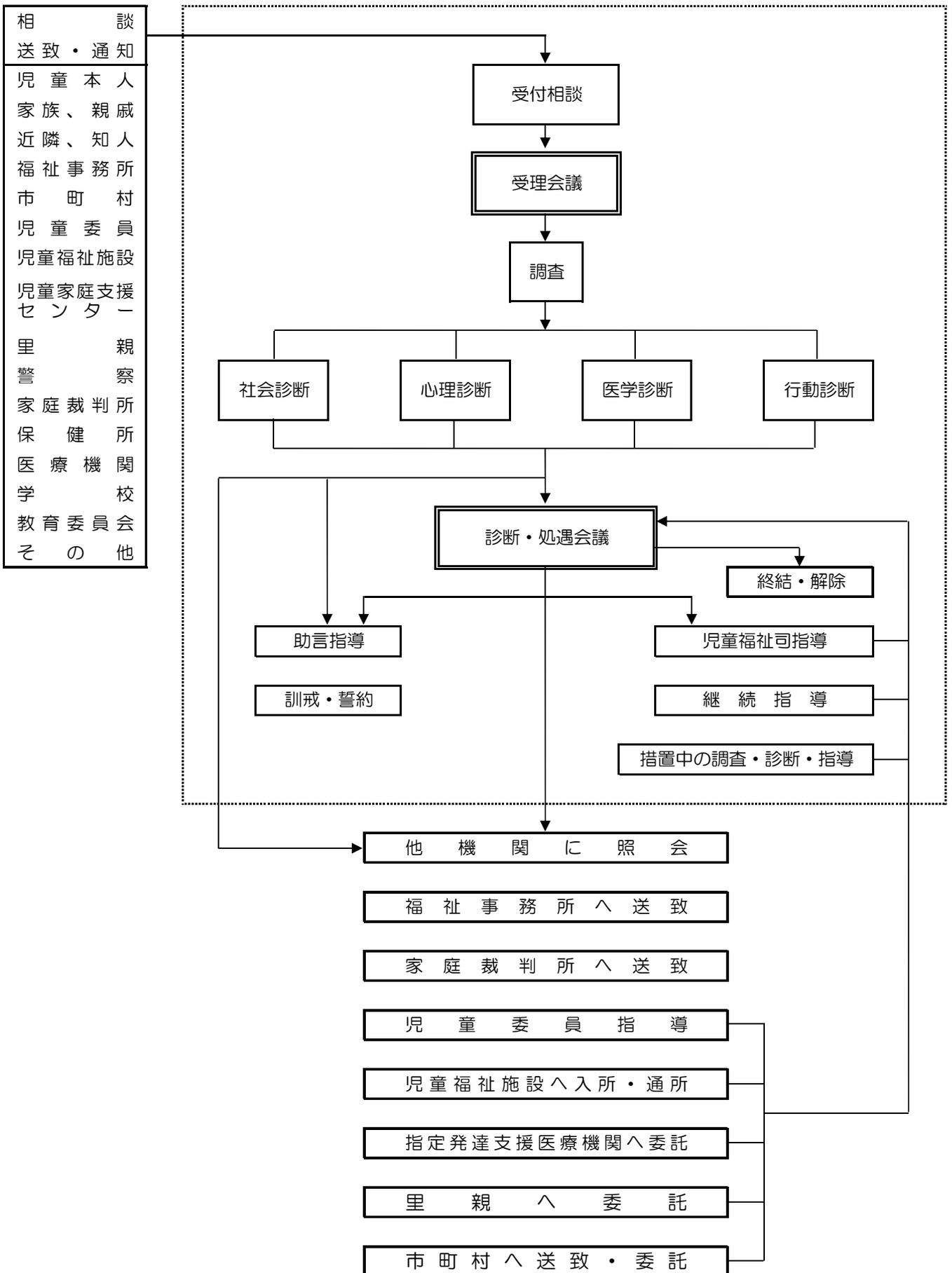
### 里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- 里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- 市町村職員研修に関する業務
- 実習生の受入れに関する業務
- 地域の関係機関との連携強化に関する業務
- 要保護児童対策地域協議会に関する業務
- 市町村への支援に関する業務

### 保護担当〔中央・南・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- 一時保護の実施
- 一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導

# 5 相談の流れ



## 【「相談の流れ」の中の用語の説明】

### 【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

### 【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

### 【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

### 【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。  
一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。  
（法第12条第3項）

### 【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。  
（法第12条第3項）

### 【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。  
（法第27条第1項第2号）

### 【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。  
入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。  
通所施設には、児童心理治療施設がある。  
（法第7条）

### 【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。  
（法第6条の4）

## 6 相談の内容

---

### 養護相談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

### 保健相談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

### 障害相談

肢体不自由相談

- 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談

- 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談

- 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談

- 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談

- 知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談

- 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

### 非行相談

ぐ犯行為等相談

- 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
- 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談

触法行為等相談

- 触法行為があったと思われるも警察署から通告のない児童に関する相談
- 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
- 14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

### 育成相談

性格行動相談

- 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談

- 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談

- 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談

- 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

### その他の相談

- 以上のいずれにも該当しない相談

---

## 第 2 部

---

# 業 務 の 概 要

(令和5年度の実績)

---

# 1 相談の受付と援助の状況

## 児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和4年度まで 相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和5年度 令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

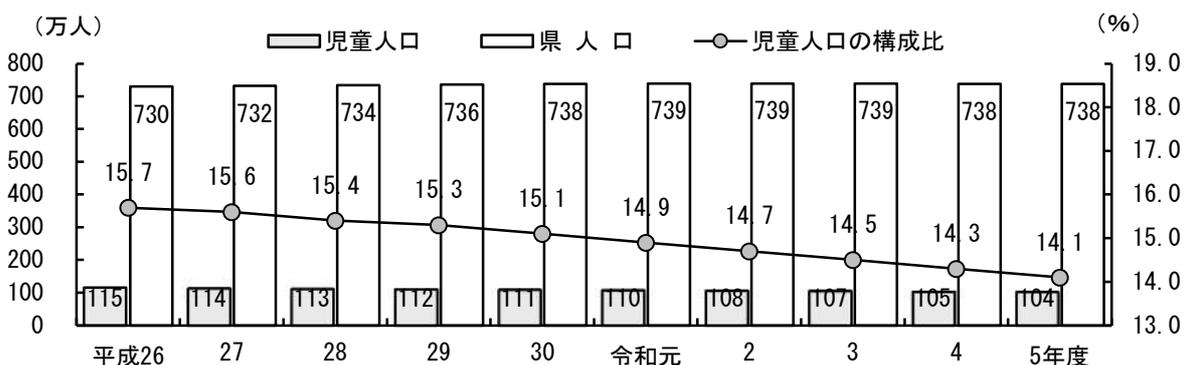
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

### (1) 相談の状況

#### ア 児童人口（令和6年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成26年度の約115万人から令和5年度は約104万人となり、この10年間で約11万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.6ポイント低下し、令和5年度には14.1%となった。

図1 県人口及び児童（18歳未満）人口の推移（さいたま市を含む）

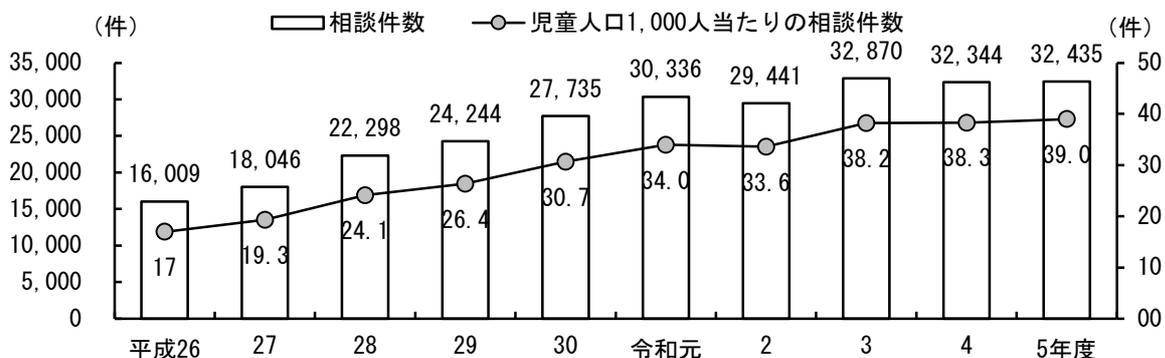


#### イ 相談件数（福祉行政報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和5年度は32,435件で、前年度に比べ91件、0.3%の増加となっている。

また、令和5年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、39.0件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の59.9%を占めており、以下、障害相談23.0%、育成相談6.5%、非行相談2.2%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の19,423件の中には、児童虐待相談の14,465件が含まれる。これは令和5年度に受付けた相談の総件数32,435件の44.6%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養護相談	18,219	18,718	19,446	20,184	19,423
保健相談	45	34	27	41	45
障害相談	6,564	5,112	8,053	7,030	7,445
非行相談	420	424	478	647	713
育成相談	1,468	1,411	1,587	1,839	2,110
その他の相談	3,620	3,742	3,279	2,603	2,699
計	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

エ 経路別受付状況（福祉行政報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の41.4%、次に「都道府県・市町村」が24.8%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表2 経路別受付状況

受付経路	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県・市町村	7,124	6,341	8,201	7,772	8,058
児童福祉施設・里親等	163	135	156	167	163
警察等	12,599	12,939	13,094	14,109	13,443
家庭裁判所	119	101	79	78	91
学校・教育委員会等	1,109	985	1,045	958	1,090
保健所・医療機関	376	354	375	393	422
家族・親戚	5,884	5,449	6,421	5,890	6,177
児童本人	177	337	372	351	330
児童委員	10	13	7	9	4
近隣・知人	2,175	2,209	2,529	2,037	2,036
その他	600	578	591	580	621
計	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

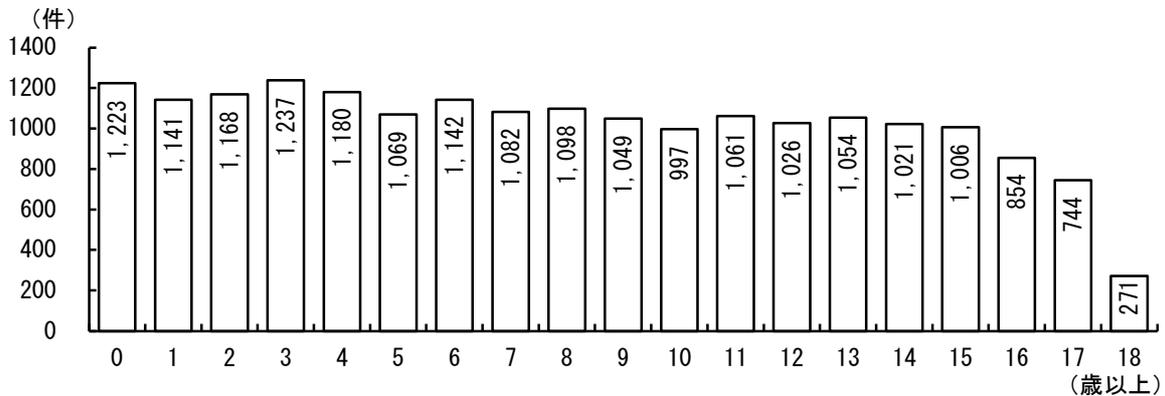
ア 養護相談（福祉行政報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談19,423件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,018件で、養護相談全体の36.1%を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

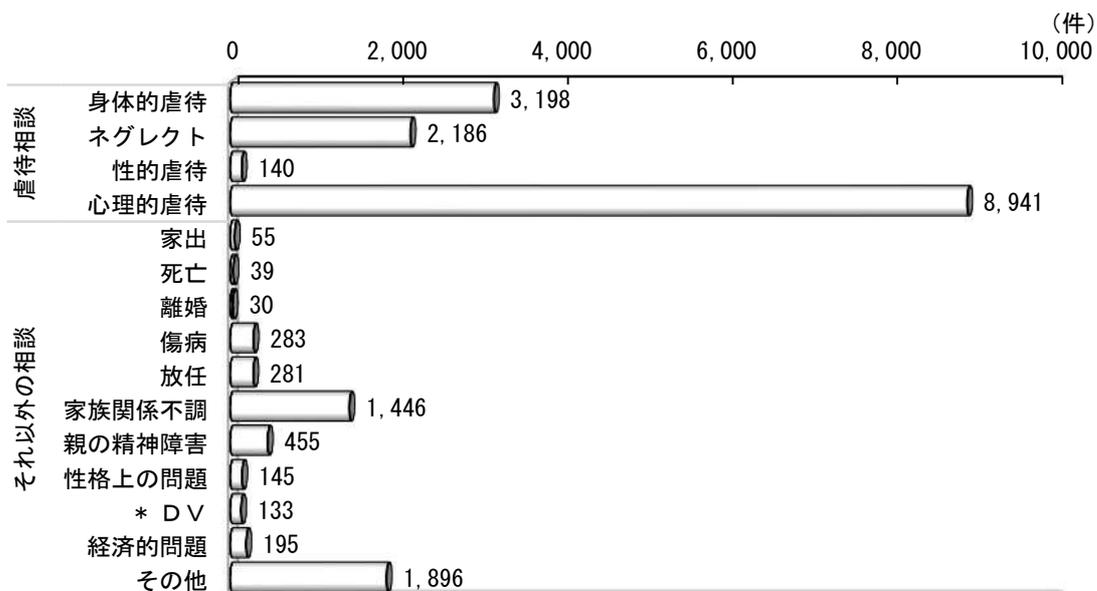
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



\* 「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和5年度には17,472件となり、令和4年度から259件増加した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が10,977件(62.8%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,765件(21.5%)、「ネグレクト」2,568件(14.7%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

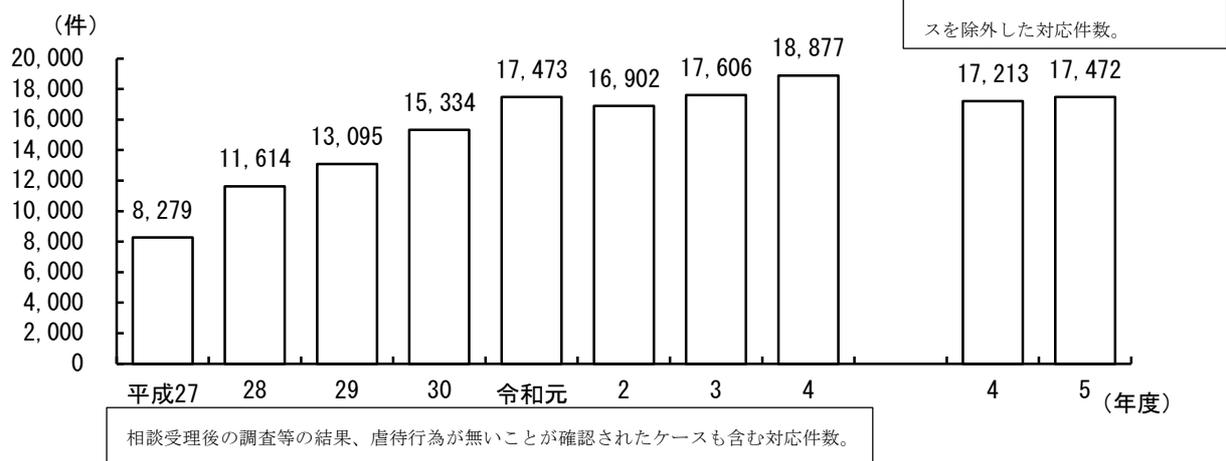


表3 虐待相談の内容

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)
令和3年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)
令和4年度	4,030 (709)	3,208 (666)	208 (49)	11,431 (1,941)	18,877 (3,365)

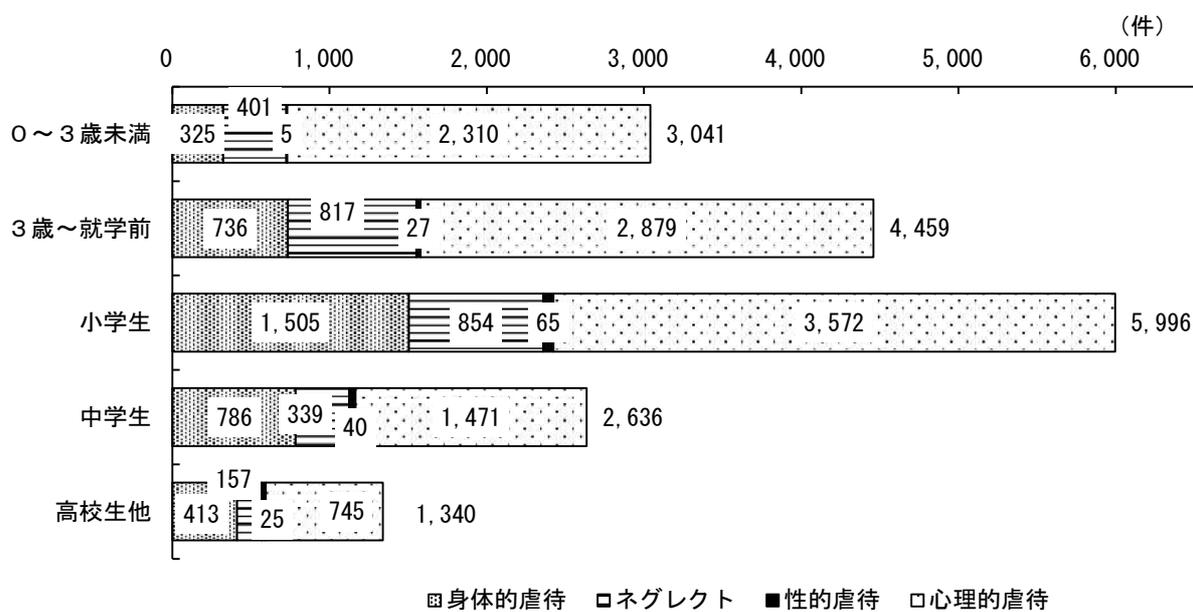
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	3,608 (705)	2,781 (655)	172 (49)	10,652 (1,933)	17,213 (3,342)
令和5年度	3,765 (637)	2,568 (495)	162 (32)	10,977 (1,957)	17,472 (3,121)

注) 対応件数。また、( ) は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が7,500件、全体の42.9%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の49.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の91.9%を占めている。

図7 主な虐待者

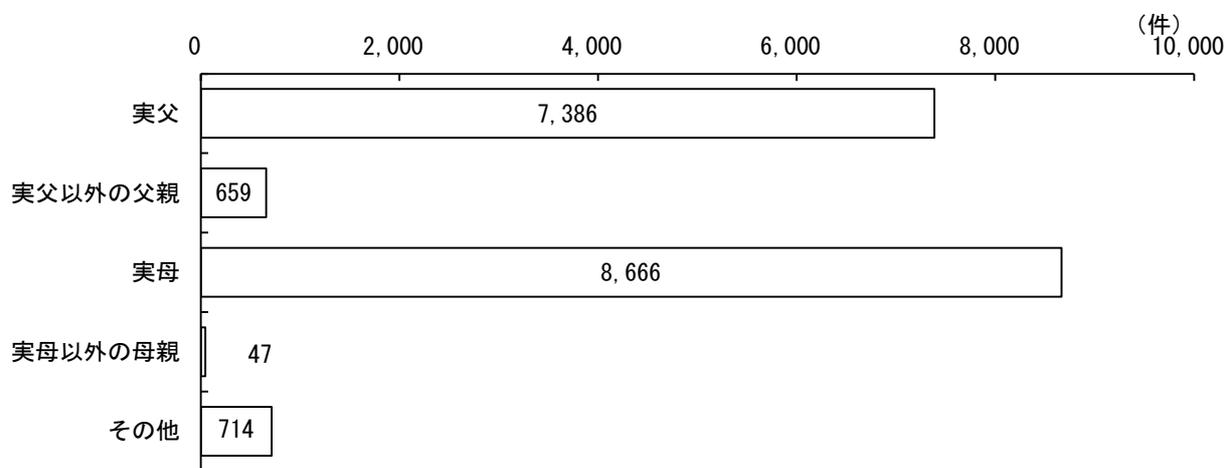


表4 主な虐待者の内訳

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

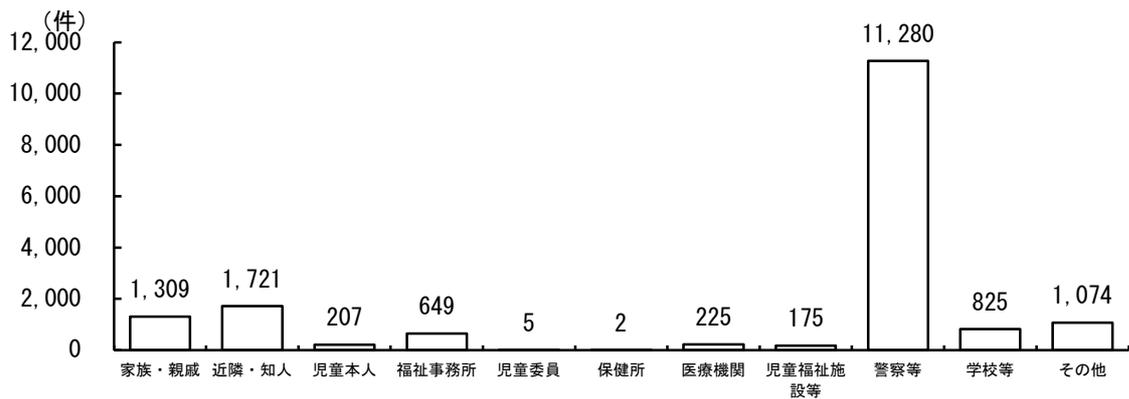
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他	計
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974	17,473
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184	16,902
令和3年度	7,217	795	8,454	94	1,046	17,606
令和4年度	7,645	821	9,370	69	972	18,877

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和5年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の64.6%、次いで近隣・知人の9.9%、家族・親戚の7.5%となっている。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	3年度	4年度	5年度
中央	鴻巣市	178	213	214
	上尾市	620	627	513
	桶川市	115	144	101
	久喜市	285	281	260
	北本市	101	158	135
	蓮田市	103	187	146
	白岡市	101	71	75
	伊奈町	96	128	115
	管外・不明・県外	44	52	62
南	川口市	1,721	1,763	1,586
	蕨市	159	189	174
	戸田市	331	350	311
	管外・不明・県外	63	53	23
川越	川越市	984	782	672
	東松山市	202	255	248
	富士見市	268	299	289
	鶴ヶ島市	191	175	143
	日高市	129	104	127
	坂戸市	232	241	170
	ふじみ野市	274	311	272
	三芳町	70	74	87
	毛呂山町	96	66	58
	越生町	8	33	28
	滑川町	41	37	36
	嵐山町	28	9	43
	小川町	83	40	36
	川島町	29	24	30
	吉見町	34	35	32
	鳩山町	26	25	15
	ときがわ町	21	23	36
	東秩父村	1	0	2
	管外・不明・県外	56	48	69

児相	市町村名	3年度	4年度	5年度
所沢	所沢市	781	821	745
	飯能市	110	115	121
	狭山市	303	331	334
	入間市	278	347	358
	朝霞市	303	351	305
	志木市	174	252	218
	和光市	171	225	211
	新座市	344	301	315
	管外・不明・県外	77	51	89
	熊谷	熊谷市	370	380
行田市		206	222	270
秩父市		112	112	92
加須市		275	379	266
本庄市		200	230	183
羽生市		88	102	96
深谷市		271	315	315
横瀬町		3	10	10
皆野町		0	20	16
長瀨町		5	22	13
小鹿野町		4	6	9
美里町		6	6	7
神川町		22	16	9
上里町		40	80	54
寄居町		40	51	51
管外・不明・県外		10	6	16
越谷		春日部市	562	666
	越谷市	981	1,113	1,084
	幸手市	138	111	109
	宮代町	81	71	80
	杉戸町	62	89	96
	松伏町	82	73	65
	管外・不明・県外	42	64	32
草加	草加市	671	801	745
	八潮市	281	274	261
	三郷市	371	447	454
	吉川市	150	187	163
	管外・不明・県外	66	68	52
<b>県児相 小計</b>		<b>14,370</b>	<b>15,512</b>	<b>14,351</b>
<b>さいたま市児相</b>		<b>3,236</b>	<b>3,365</b>	<b>3,121</b>
<b>合計</b>		<b>17,606</b>	<b>18,877</b>	<b>17,472</b>

児相別計(5年度)

中央 1,621 件  
 南 2,094 件  
 川越 2,393 件  
 所沢 2,696 件  
 熊谷 1,854 件  
 越谷 2,018 件  
 草加 1,675 件

注) 児童虐待相談の件数については、12頁参照。

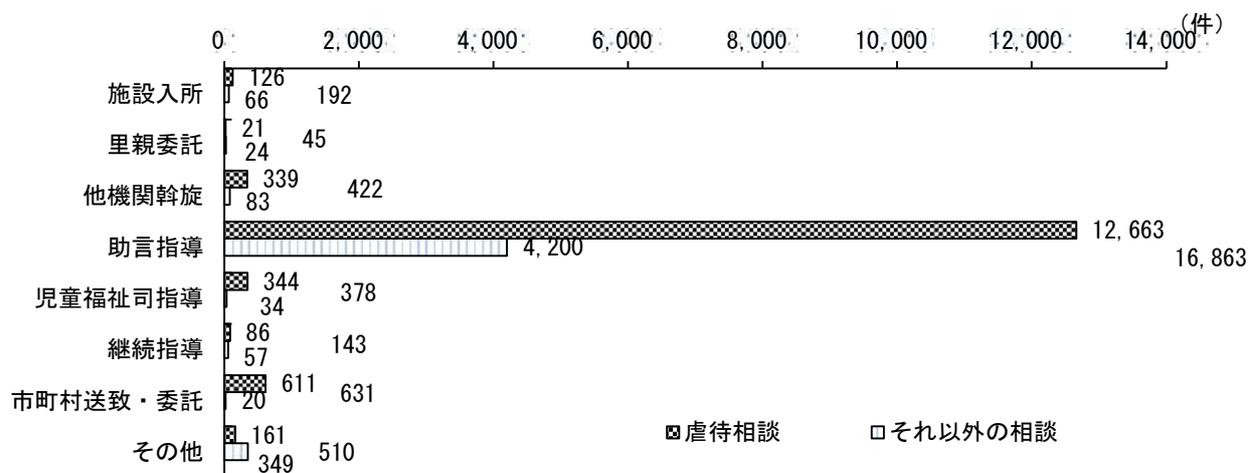
(工) 対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和5年度中に何らかの対応を行ったものは19,184件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて237件あり、全体の1.2%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談対応件数（福祉行政報告例第45表より）



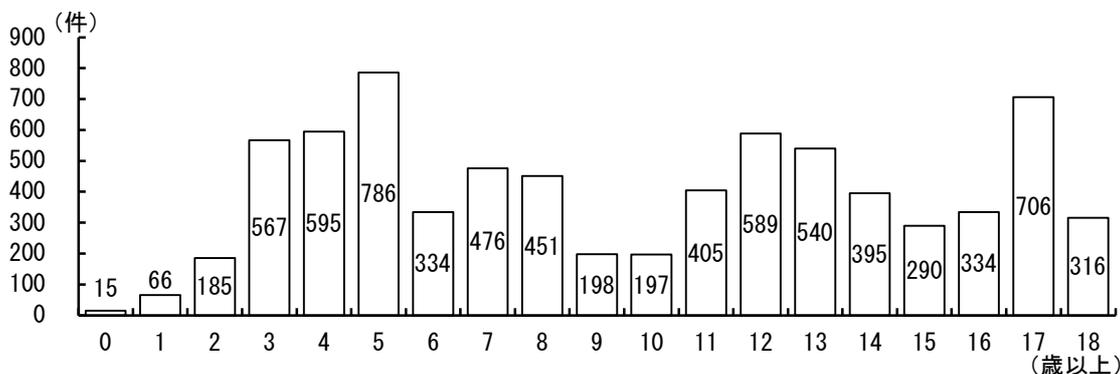
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

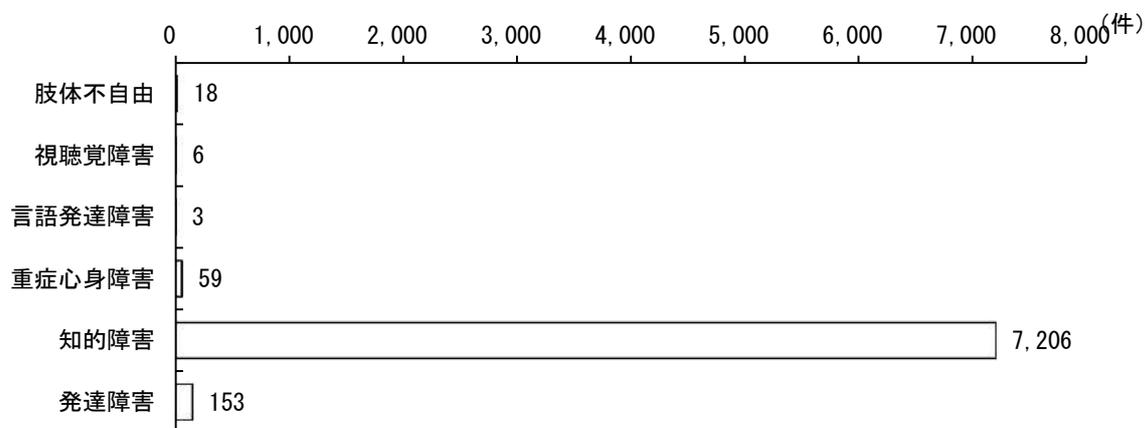
図10 障害児童相談年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和5年度に相談を受付けた7,445件のうち知的障害相談が7,206件(96.8%)を占めている。

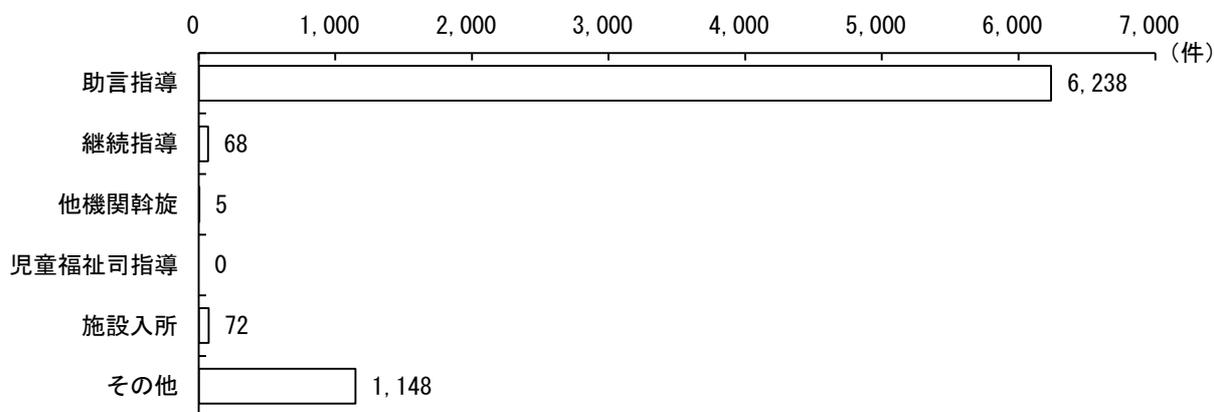
図1-1 障害相談の内容別件数



(ウ) 援助状況

障害相談で、令和5年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は7,531件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図1-2 障害相談の援助内容別件数(福祉行政報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談7,531件を内容から見ると、「助言指導」が6,238件であり、全体の82.8%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種類別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他 あ 機 関 あ っ せ ん	児 指 重 導 福 社 司	施 設 入 所	そ の 他	計
肢体不自由相談	4	16	0	0	17	0	37
視聴覚障害相談	1	2	0	0	2	3	8
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	12	38	0	0	38	6	94
知的障害相談	6,085	12	2	0	14	1,120	7,233
発達障害相談	133	0	3	0	1	19	156
計	6,238	68	5	0	72	1,148	7,531

注) 施設入所には、措置9件と利用契約63件とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

#### ウ 非行相談

##### (ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

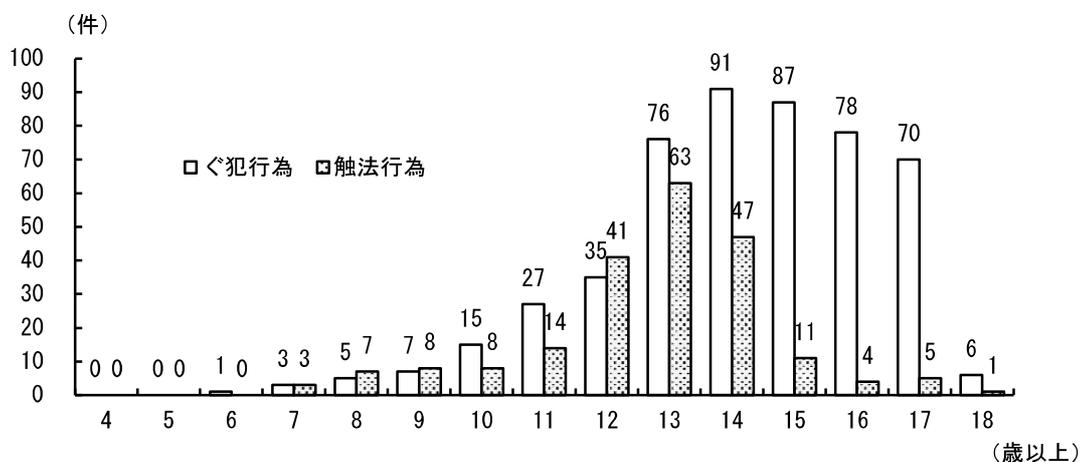
令和5年度に受理した非行相談の数は713件であり、前年度の647件から66件増加した。全相談受付件数32,435件の2.2%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が501件、触法行為等相談が212件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が375件を数え、全体の52.6%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤な対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が193件で最も多く、38.5%を占めている。  
 触法行為等相談では、「窃盗」が110件で最も多く、51.9%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊・び	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	57	14	18	44	20	8	4	8	1	40	214
女	136	11	57	11	4	38	2	12	2	14	287
計	193	25	75	55	24	46	6	20	3	54	501

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	82	1	13	19	5	17	7	23	167
女	28	0	2	3	1	1	3	7	45
計	110	1	15	22	6	18	10	30	212

(ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談700件のうち、592件（84.6%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは13件（1.9%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	435	14	15	10	10	0	12	496
触法行為等相談	157	3	16	12	3	5	8	204
計	592	17	31	22	13	5	20	700

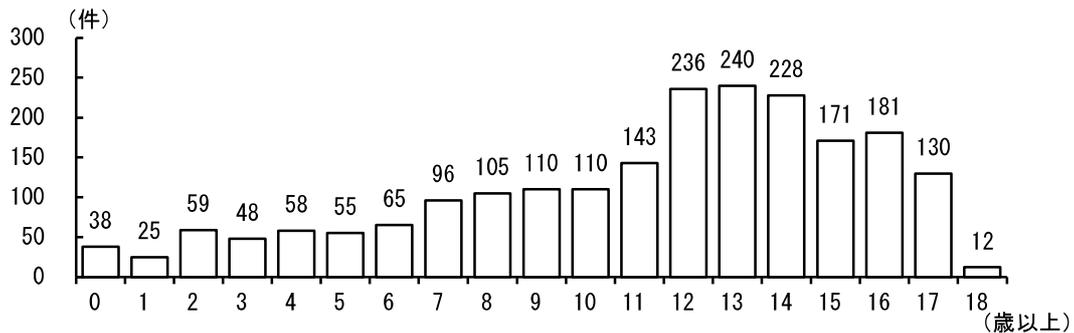
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。  
 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。  
 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

工 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

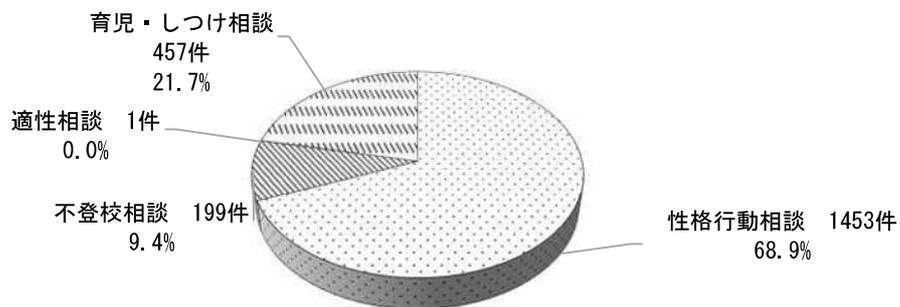
令和5年度の受付件数は2,110件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

育成相談について、令和5年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他 あつせん 機関	指 導 児 童 福 祉 司	施 設 入 所	そ の 他	計
性格行動相談	1,332	29	28	4	6	50	1,449
不登校相談	188	1	4	0	0	7	200
適性相談	1	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	390	1	4	0	0	65	460
計	1,911	31	36	4	6	122	2,110

オ 保健相談・その他の相談（福祉行政報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	37	0	2	0	7	46
その他の相談	1,165	4	113	9	1,422	2,713

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

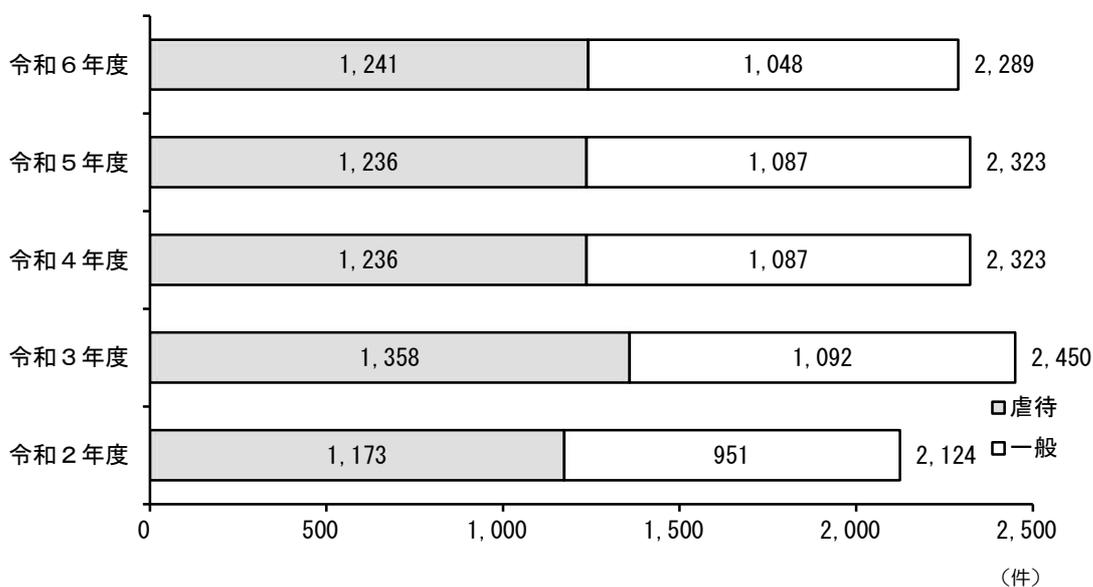
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和5年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,289件で、前年度に比べ1.5%減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌8時半)	休日の日中 (8時半～18時)	合計
虐待通報	529	309	403	1,241
虐待以外の相談	459	281	308	1,048
受付合計	988	590	711	2,289

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



## 2 活動状況

### (1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

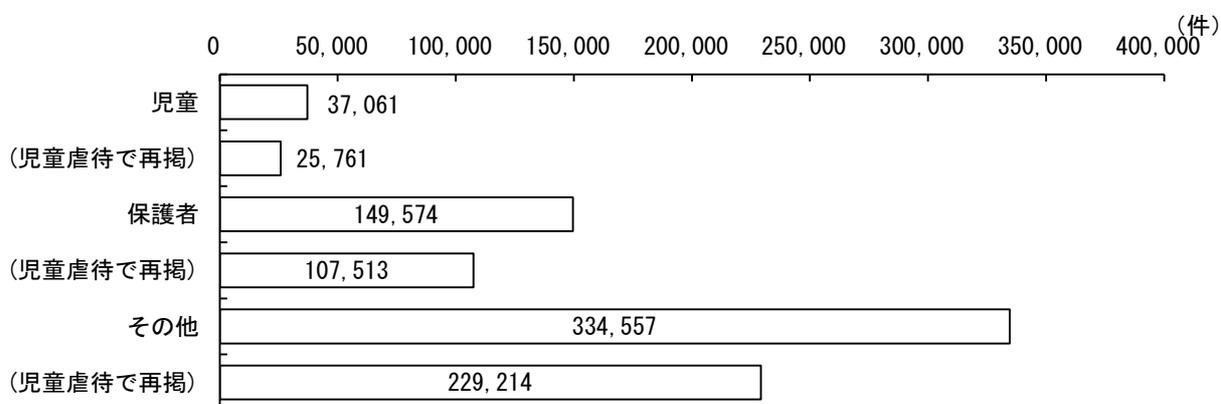
#### ア 調査・社会診断（福祉行政報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和5年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ521,192件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

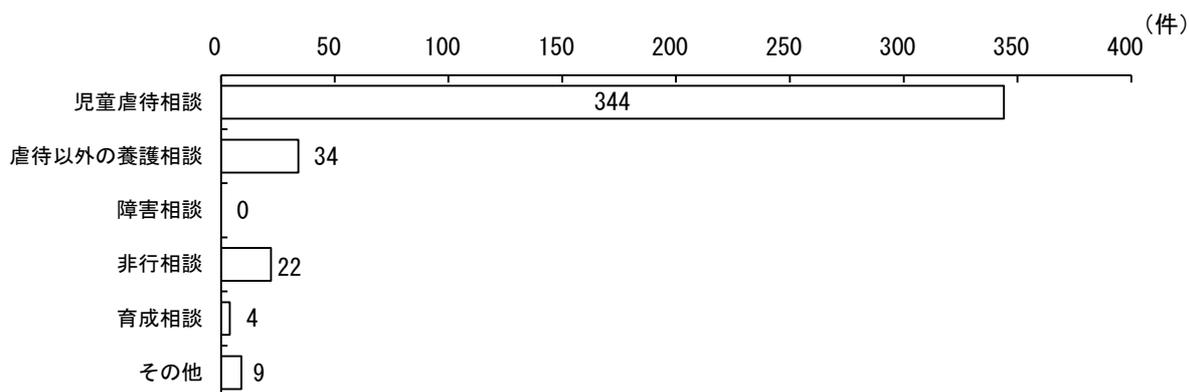


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の64.2%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

#### イ 児童福祉司指導（福祉行政報告例第45表より）

令和5年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は413件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の91.5%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

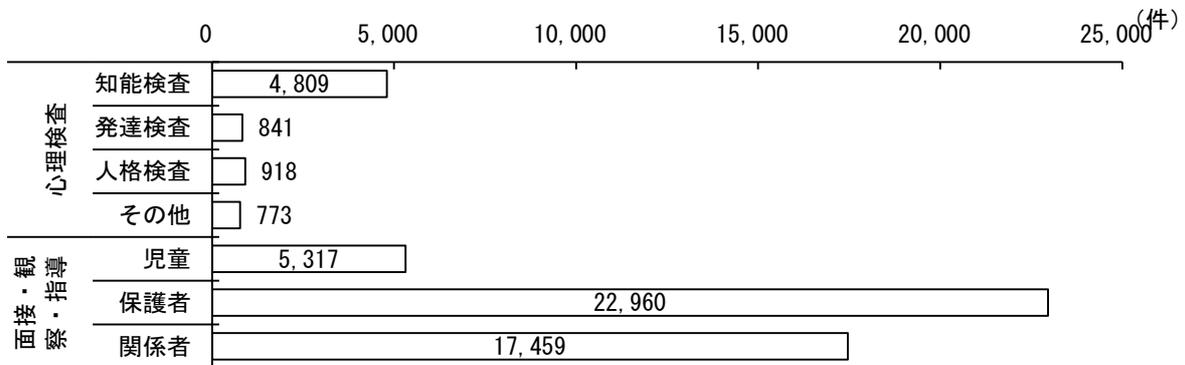


(2) 児童心理司の活動状況

ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（福祉行政報告例第48表より）

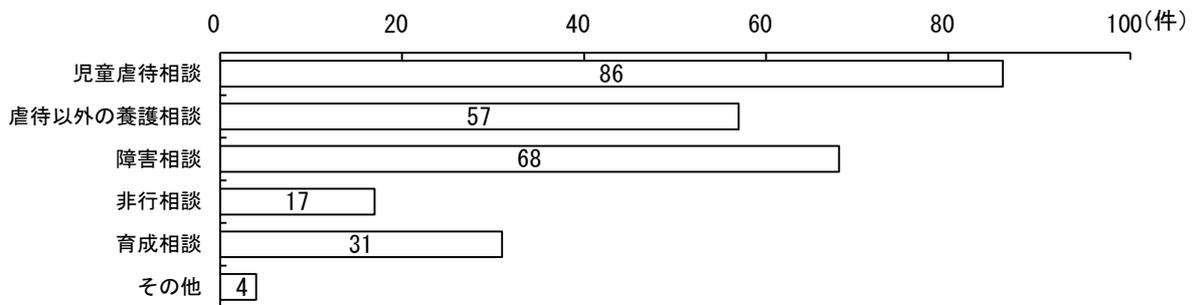


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和5年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて263件である。児童虐待相談を含む養護相談が143件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（福祉行政報告例第45表より）



(3) 「家族支援」の取組みについて

ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

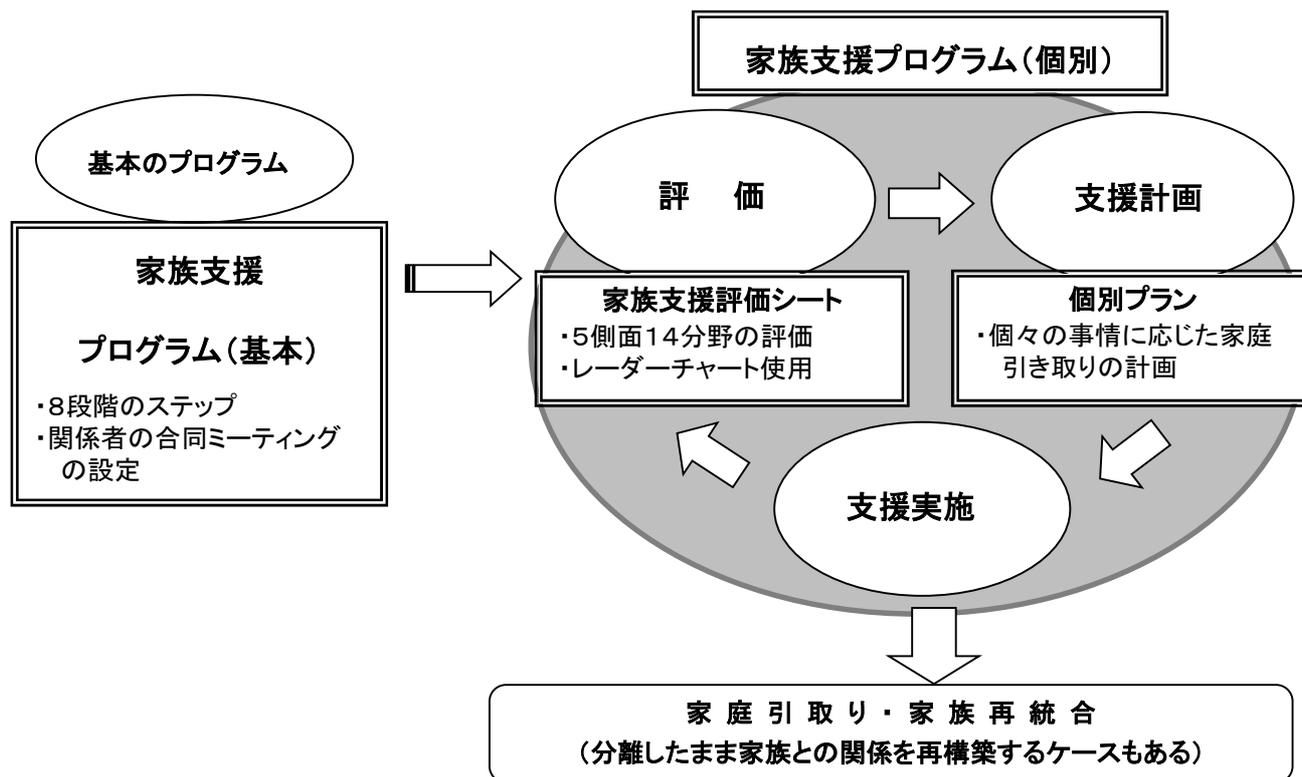
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

### 家族支援システムの概念図

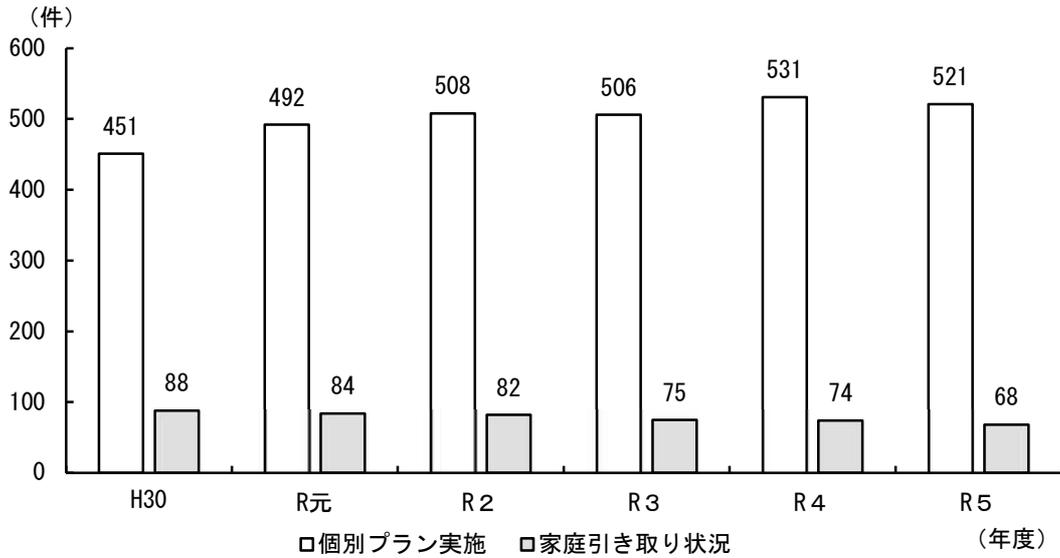


<b>家族支援プログラム (基本)</b>	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
<b>家族支援評価シート</b>	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
<b>個別プラン</b>	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和5年度の個別プラン実施件数は521件であり、うち68件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

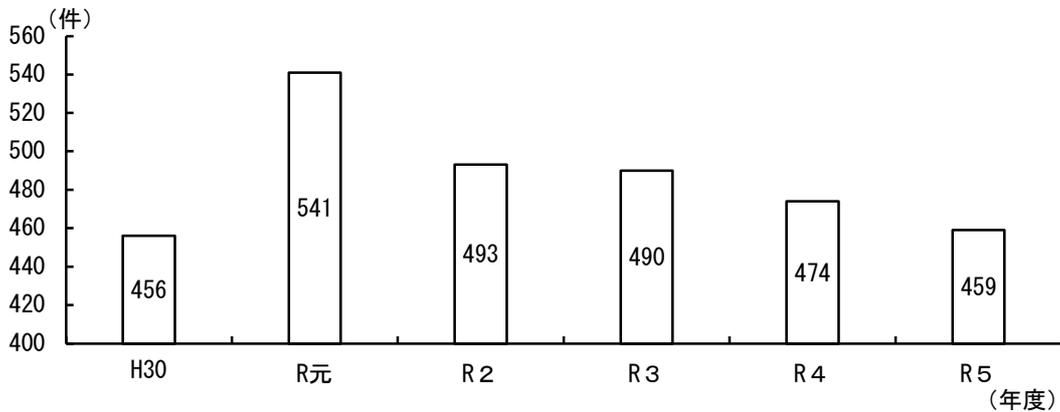
図 2 1 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図 2 2 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計846件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

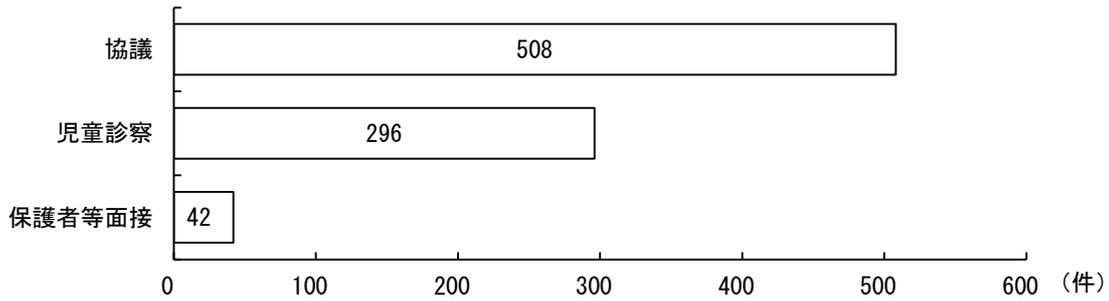
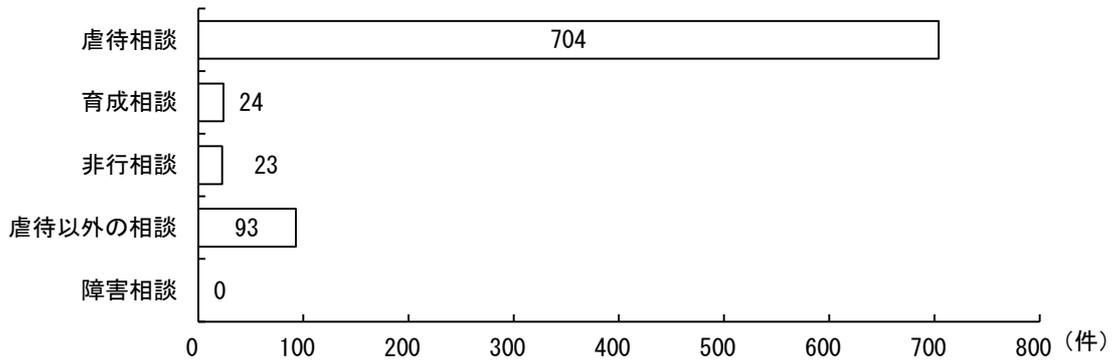


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（福祉行政報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和5年度に中央、南、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の84.3%（児童虐待64.3%、養護相談その他20.0%）を占め、次いで非行相談の7.9%となっている。児童の安全を確保するために児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表13 相談・年齢階層別一時保護の受付状況（一時保護所分）

	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
		内、児童虐待					
0～5歳	162	126	1	0	0	0	163
6～11歳	353	299	1	3	21	0	378
12～14歳	304	218	2	51	41	0	398
15歳以上	198	133	7	41	21	1	268
計	1,017	776	11	95	83	1	1,207

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である。

令和5年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14-1 相談・年齢階層別一時保護の委託状況（委託保護分）

	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
		内、児童虐待					
0～5歳	420	227	6	0	0	0	426
6～11歳	296	217	17	0	7	0	320
12～14歳	112	80	1	10	6	0	129
15歳以上	119	66	2	14	12	0	147
計	947	590	26	24	25	0	1,022

表14-2 機関別委託解除状況（委託保護分）

	委 託	委託解除	委 託 機 関（年度中の解除数）			
			警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児 童 数	1,022	1,019	4	514	334	167
延 べ 日 数	—	47,772	11	35,642	7,098	5,021

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

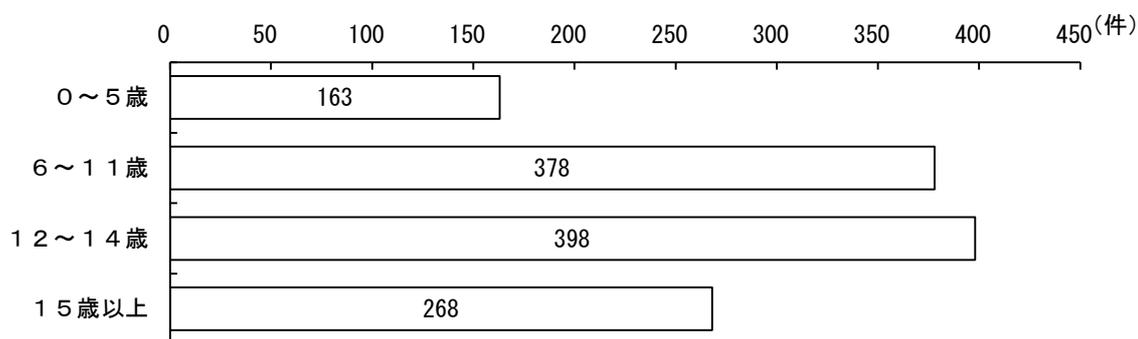


図26 児童相談所別一時保護児童受付数（一時保護所分）

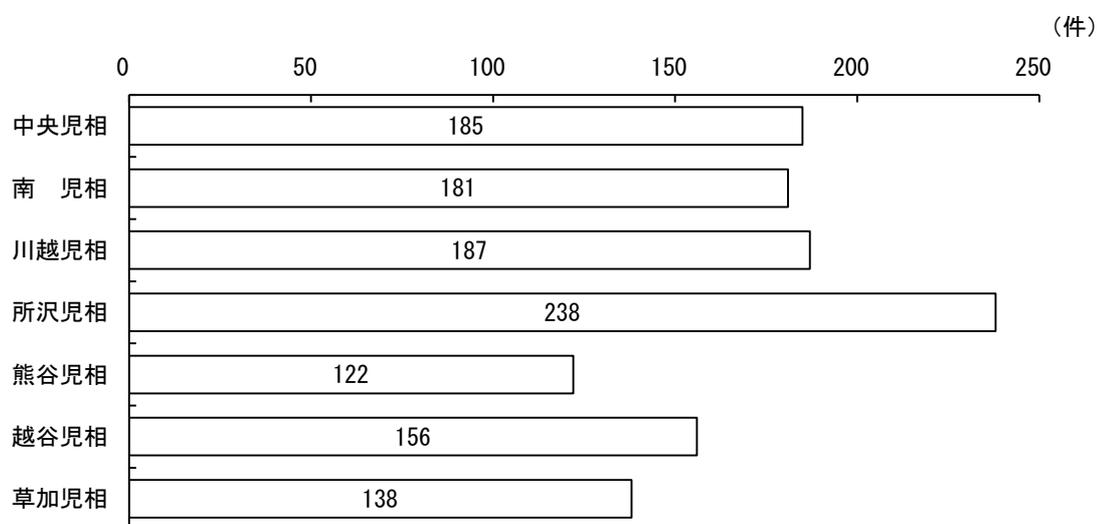


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	26.8	27.1	20.5	16.3	18.8	17.0	18.7	32.1	32.4	32.9	33.2	35.0
南児相	28.7	31.3	34.0	31.5	33.7	33.3	33.8	32.7	33.4	30.9	37.8	34.3
所沢児相	30.0	30.6	34.7	32.9	33.0	33.5	35.6	33.4	33.2	33.6	32.4	32.9
熊谷児相	0.1	6.8	21.3	22.8	20.8	22.8	24.6	27.5	29.4	27.7	26.7	29.0
越谷児相	25.1	28.9	30.7	33.3	34.4	35.7	37.0	34.3	32.1	31.5	33.0	31.8

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である

注) 熊谷一時保護所は令和5年4月開所

注) 中央一時保護所は改修工事の為、6月28日から10月31日まで熊谷一時保護所の一部を借りて対応。

図27 一時保護所退所後の状況

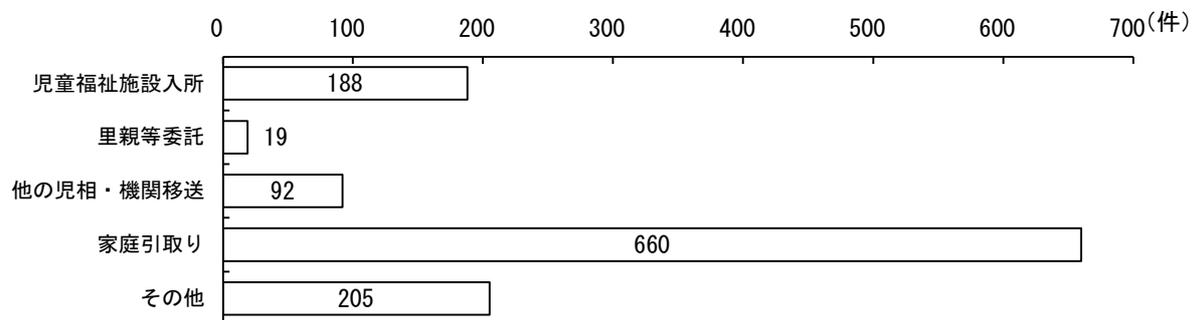


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
児童福祉施設入所	161	3	15	9	0	188
里親等委託	17	0	0	2	0	19
他の児相・機関移送	72	3	9	8	0	92
家庭引取り	545	1	61	52	1	660
その他	174	4	16	11	0	205
計	969	11	101	82	1	1,164

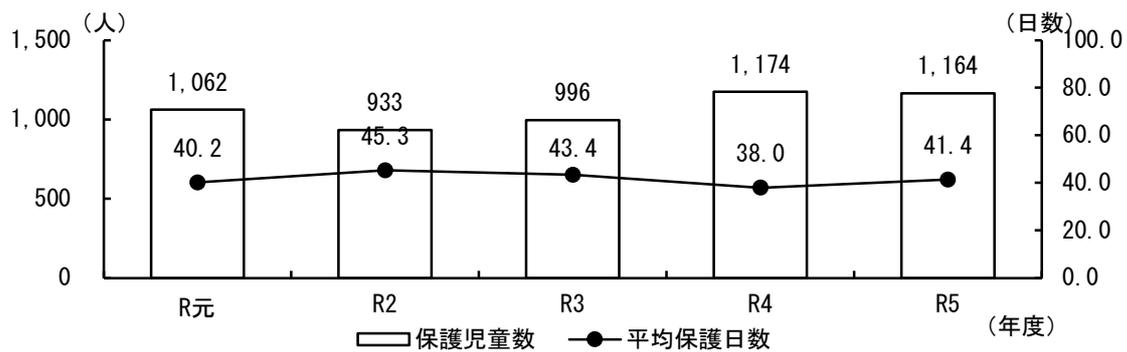
令和5年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	熊谷	越谷	合計
A 保護児童数(退所児童数)	182	251	281	171	279	1,164
B 保護延べ日数	10,466	10,071	11,412	5,183	11,068	48,200
C 1日当たり平均児童数(B/366)	28.6	27.5	31.2	14.2	30.2	131.7
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	57.5	40.1	40.6	30.3	39.7	41.4

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



### 3 児童福祉施設・里親等の状況

#### (1) 児童福祉施設

##### ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）への入退所状況（福祉行政報告例第50表より）

令和5年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R6年3月末日 現在
乳児院	95	88	157
児童養護施設	145	168	1,018
児童心理治療施設	12	9	53
児童自立支援施設	31	27	42
計	283	292	1,270

注) 県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む

##### イ 障害児施設への入所状況

令和5年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表19 障害児施設への入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	135
肢体不自由児施設	11
重症心身障害児施設	99
その他	4
計	249

注1 令和6年3月1日現在の速報値、県外施設への入所も含む。

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和5年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多く退所児童数に占める割合はそれぞれ34.1%、66.7%、40.7%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く36.3%であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引取り	児童福祉施設へ変更	満年齢	里親委託	就職	成人施設入所	就学就園	目的達成のため	家庭環境改善	その他	計
乳児院	27	30		22					1	8	88
児童養護施設	61	1	15	6	23	8	5			49	168
児童心理治療施設	2	6	1								9
児童自立支援施設	9	11			1	1		2		3	27
計	99	48	16	28	24	9	5	2	1	60	292

図29 乳児院退所理由の内訳

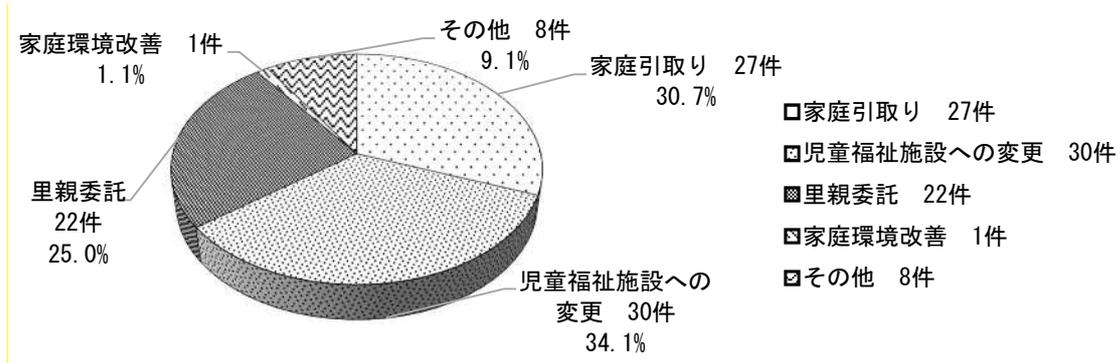
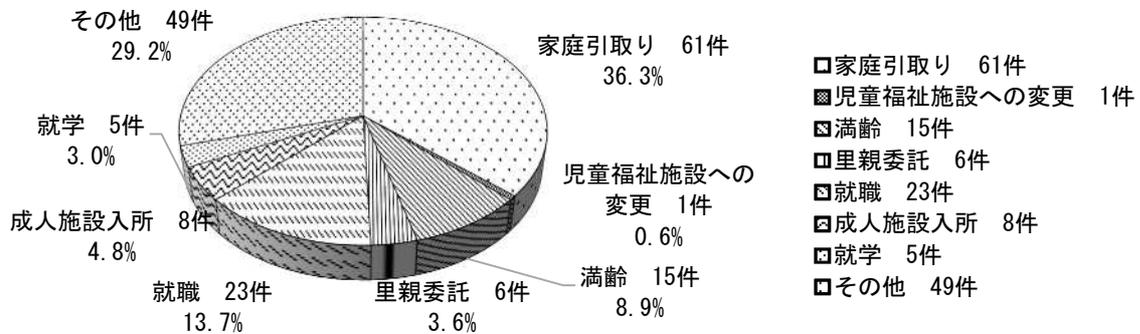


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（福祉行政報告例第56表より）

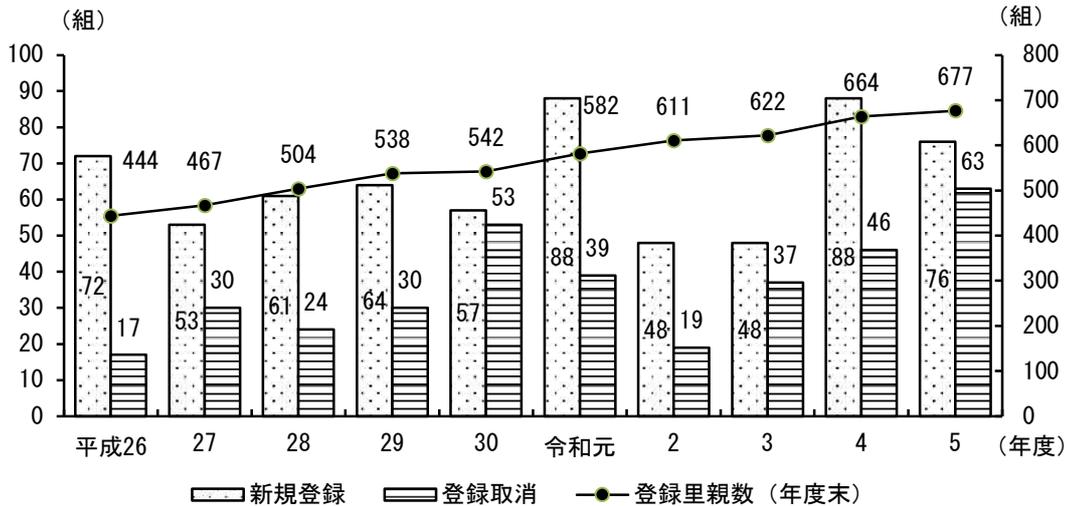


表21 里親の種類別登録数（令和5年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		664	76	63	677
再掲	養育里親数	655	76	60	671
	専門里親数	24	2	5	21
	親族里親数	8		3	5
	養子縁組里親数	483	59	38	504

イ 委託の状況

令和5年度末の登録里親677組のうち、202組の里親に児童が委託されている。

令和5年度末現在221人の児童が里親に委託されている。令和5年度中に新たに委託された児童は84人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が52.4%、家庭からの委託が29.8%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）（福祉行政報告例第57表より）

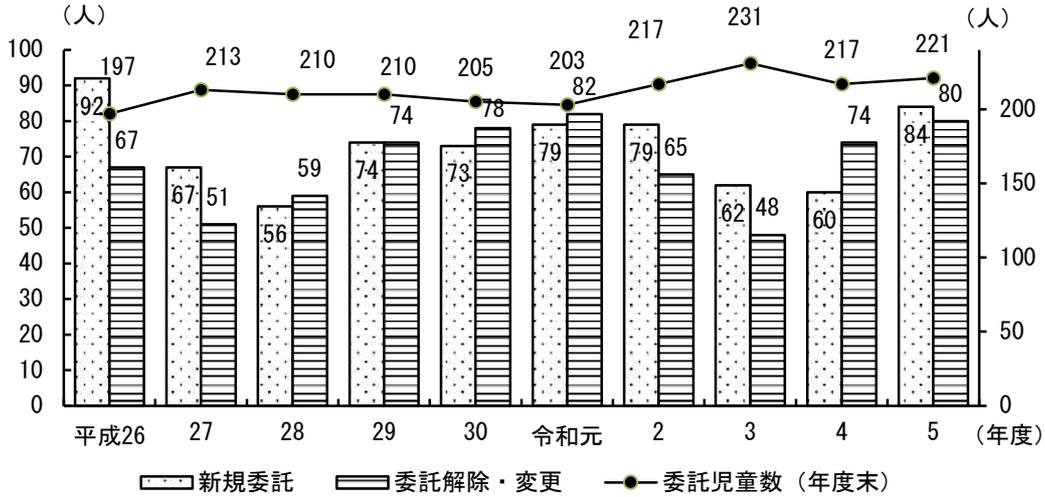
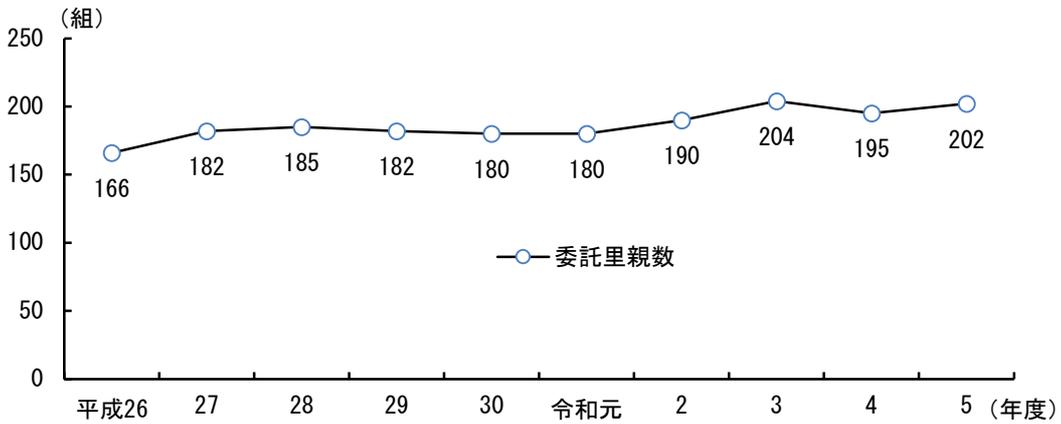


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和5年度末現在で24か所、84人の児童が委託されている。

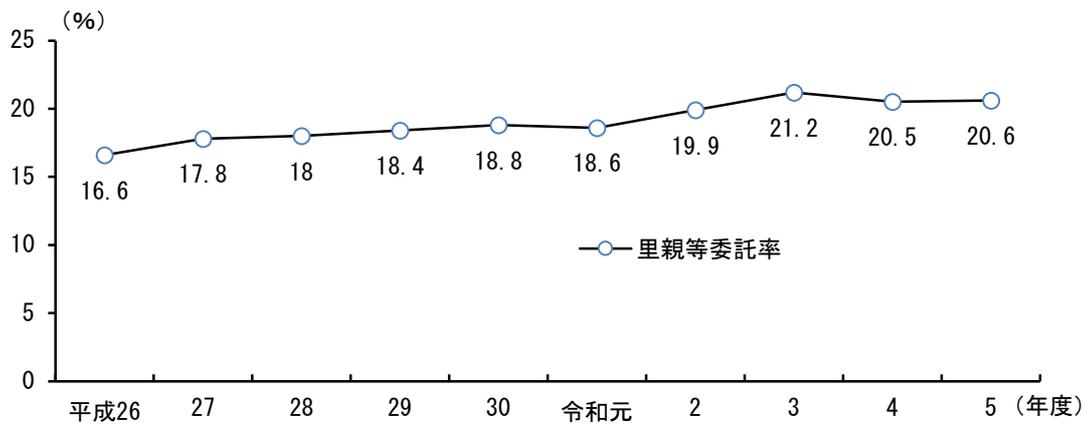
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ホーム数	法人型	5	6	6	5	4	4
	個人型	12	13	15	16	18	20
	計	17	19	21	21	22	24
委託児童数 (人)		79	84	88	87	91	84

注1) 法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図3.4 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

#### 工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和5年度末で21組が登録しており、委託されている児童は5人である。

#### 才 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

## (ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	11回	29名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	36名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	32名
	小計		23回	97名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	11回	136名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	5回	46名
	小計		16回	182名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	11回	131名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	7回	47名
	小計		18回	178名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	11回	128名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	5回	45名
	小計		16回	173名
熊谷	委託直後研修(ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	11回	89名
	小計		11回	89名
越谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	11回	86名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	1回	8名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	1回	7名
	小計		13回	101名
草加	委託直後研修	委託後1年までの里親子	11回	65名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	3回	13名
	小計		14回	78名

## (イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表2.4 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	里親子レクリエーション（宿泊・日帰り、群馬サファリパーク等）	39名
	おやじの会（宿泊・日帰り、バーベキュー）	22名
	ボウリング大会・食事会	62名
南 はなみずき会	ファミリーレクリエーション（長瀬・寄居・深谷）	45名
	バーベキュー	63名
	クリスマス会	68名
	いちごの会	126名
川越 はつかり会	親子レクリエーション（春レク：サイボクハム）	27名
	親子レクリエーション（夏休み工作レク）	16名
	親子レクリエーション（夏レク：越後湯沢温泉等）	25名
	親子レクリエーション：新年会	45名
	中高生レクリエーション	中高生等3名
	はつかり会研修（児相と共催・Zoomと会場のハイブリッド）	Zoom含め33名
	はつかりサロン	年12回
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年1回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	104名
	ひまわりサロン	年5回
	入学・卒業お祝い会	66名
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第61号発行	年1回発行
	里母の会	1回・10名
	里親子夏のレクリエーション（箱根熱海方面）	49名
	里親子秋の日帰りレクリエーション（群馬方面）	34名
	里親サロン	1回・13名
	ごっこクラブ（いちご収穫体験、パンづくり体験）	計6回・62名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	2回・35名
	入進学・卒業を祝う会	37名
越谷 さくらんぼの 会	親睦会（縁日、カラオケ）	2回・41名
	交流会（バーベキュー大会）	1回・69名
	さくらんぼサロン	年3回・19名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、ナン狩り等）	75名
	里親研修会	1回・22名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）を対象に、令和5年度は講義研修を8回開催した。

また、講義研修修了者を対象に施設見学を実施した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談 など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、令和5年度は講義研修を6回開催した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和5年度は、講義研修を6回開催した。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

## (工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	7月15日 11月11日	9名 19名
	里親研修会 ①「受援力」～大人にも、子どもにも必要な「頼る力」の磨き方～ 神奈川県立保健福祉大学教授 医師 吉田穂波 氏 ②「発達障害について」お子さんの困った行動への対処法 ～ペアレント・トレーニングのエッセンスを中心に～ 順天堂大学医学部附属順天堂医院 小児科・思春期科 医師 及川奈央 氏	5月24日 11月22日	21名 39名
	里親入門講座 中央児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子どもたち 里親支援専門相談員	11月11日	15名
	新規登録里親研修会 南児童相談所 里親登録後子どもが委託されるまで 児童相談所職員 南はなみずき会のネットワーク 里親養育体験談 管内里親2名 懇談会	9月2日	10名
南	登録里親研修会 川口市南平公民館 体験談 成人した里子1名・特別養子2名 質疑応答	2月18日	34名
	里親入門講座 川口市並木公民館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月28日	28名
	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室と Zoom （地域里親会（川越はつかり会）との合同開催） 「スマホとの共存・良い付き合い方について」（神愛ホーム：泉水 心理療法士による講演）	11月29日	Zoom 含め 計33名
川 越	里親入門講座 <場所> 第1回 高麗の郷 第2回 ウェスタ川越	7月29日 2月23日	19名 85名

所 沢	里親研修会（第1回）所沢市民文化センターミュージ ＜内容＞分科会（①未委託、はじめての委託、②2人目委託、③思春期の養育、④委託解除、⑤発達特性、障害のある子の養育、⑥仕事との両立）	5月20日	62名
	里親入門講座（第1回）朝霞市コミュニティセンター 里親制度について 児童相談所職員 里親支援専門相談員の話 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親2名	10月21日	24名
	里親入門講座（第2回）入間市市民活動センター 里親制度について 児童相談所職員 児童養護施設について 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親2名	2月3日	11名
	里親研修会（第2回）所沢市民文化センターミュージ 講師 松本 光宣 氏（アンガーマネジメント協会）	2月17日	47名
	里親って？カフェ ウエルシア薬局東狭山ヶ丘店内ウエルカフェ 里親体験談 管内里親1名	3月14日	1名
熊 谷	里親研修会（第1回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞講演「子どもの権利養護について」 「もがれた翼」ダイジェスト版視聴 弁護士・カリヨン子どもセンター理事 吉川 由里 氏	5月14日	60名
	里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞講演「取りに戻れない忘れもの」—子どもに寄り添うこと— 元埼玉学園園長 須藤 三千雄 氏	1月28日	74名
	里親入門講座【フォスタリング事業 社会福祉法人愛の泉】 ＜場所＞第1回 社会福祉法人 愛の泉 第2回 秩父市地場産業センター 第3回 ワークヒルズ羽生 第4回 市民プラザ加須 第5回 熊谷児童相談所 ＜内容＞里親養育体験談 管内里親（1～2名） 里親制度の概要	6月29日 8月5日 10月31日 12月9日 2月3日	8名 5名 8名 7名 10名
越 谷	里親入門講座 越谷児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	11月11日	13名
草 加	新規登録里親オリエンテーション（4回実施）	4月25日	2名
	里親委託の現状について 児童相談所職員	7月7日	2名
	里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員	10月24日	3名
	越谷さくらんぼの会について 先輩里親	3月14日	2名
	里親入門講座 草加児童相談所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親	3月2日	9名

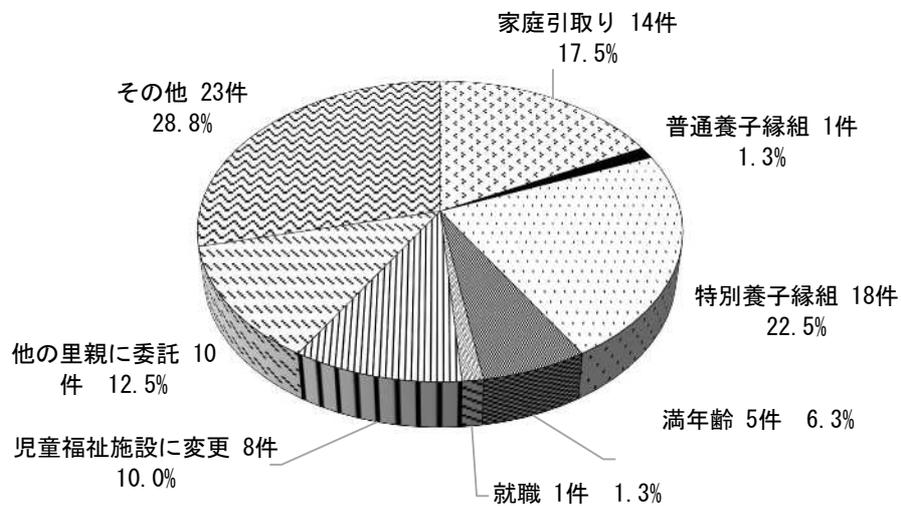
キ 委託解除の状況（福祉行政報告例第57表より）

令和5年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は80件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	14件	17.5%
普通養子縁組	1件	1.3%
特別養子縁組	18件	22.5%
満年齢	5件	6.3%
就職	1件	1.3%
児童福祉施設に変更	8件	10.0%
他の里親に委託	10件	12.5%
その他	23件	28.8%
合計	80件	100%

図35 委託解除の理由





---

第 3 部

---

資 料

---

1 相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア 人口、世帯数、相談件数の推移

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県人口 (人) *1)	7,304,817	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961	7,393,780	7,385,819	7,381,007	7,378,619
世帯数 (世帯) *2)	3,124,142	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947	3,397,955	3,431,655	3,470,032	3,511,720
児童人口 (人) *3)	1,149,303	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582	1,083,520	1,067,920	1,052,733	1,038,200
相談件数 (件)	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435
児童人口1,000人当たりの相談件数 (件)	17.0	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0	33.6	38.2	38.3	39.0

注) 1 児童人口は18歳未満の人口。

2 \*1)~\*3)はさいたま市を含む各年度の1月1日現在の人口 (県統計課「町(丁)別人口調査」)。

3 相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の7児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている。

イ 相談内容別受付数の推移

(単位：件)

相談内容	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	6,734	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446	20,184	19,423
保健相談	45	42	47	30	36	45	34	27	41	45
障害相談	5,143	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053	7,030	7,445
肢体不自由相談	31	46	25	27	29	15	11	9	16	18
視聴覚障害相談	3	2	2	1	0	0	0	1	0	6
言語発達障害等相談	49	37	28	10	9	9	6	4	3	3
重症心身障害相談	49	88	63	65	99	73	49	87	36	59
知的障害相談	4,950	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356	4,952	7,826	6,813	7,206
発達障害相談	61	144	165	146	117	111	94	126	162	153
非行相談	911	666	635	492	496	420	424	478	647	713
< 犯行為等相談	477	384	399	316	339	274	300	353	428	501
触法行為等相談	434	282	236	176	157	146	124	125	219	212
育成相談	1,277	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587	1,839	2,110
性格行動相談	827	813	792	825	773	707	763	890	1,183	1,453
不登校相談	217	254	275	282	221	280	174	228	251	199
適性相談	15	3	8	12	8	7	6	4	6	1
育児・しつけ相談	218	274	271	274	355	474	468	465	399	457
その他の相談	668	653	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279	2,603	2,699
計	14,778	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

ウ 経路別受付件数の推移

(単位：件)

受付経路	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県・市町村	5,143	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201	7,772	8,058
福祉事務所	4,307	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522	4,614	6,527	6,062	6,325
児童委員	5	11	9	13	11	26	15	13	15	5
市町村等	831	971	1,118	1,271	1,377	1,576	1,712	1,661	1,695	1,728
児童福祉施設・里親等	94	107	126	110	169	163	135	156	167	163
児童福祉施設・保育所	90	103	114	100	160	151	118	142	159	156
里親	1	2	5	3	4	6	7	3	4	3
児童家庭支援センター	3	2	7	7	5	6	10	11	4	4
警察等	3,535	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094	14,109	13,443
家庭裁判所	104	96	96	107	81	119	101	79	78	91
学校・教育委員会等	493	666	756	662	881	1,109	985	1,045	958	1,090
学校・幼稚園	465	626	717	630	836	1,056	912	965	897	1,031
教育委員会等	28	40	39	32	45	53	73	80	61	59
保健所・医療機関	227	311	330	329	339	376	354	375	393	422
保健所	17	18	12	13	12	18	23	11	4	11
医療機関	210	293	318	316	327	358	331	364	389	411
家族・親戚	4,716	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421	5,890	6,177
児童本人	119	140	149	133	176	177	337	372	351	330
児童委員(通告の仲介を含む)	10	9	11	12	14	10	13	7	9	4
近隣・知人	1,226	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529	2,037	2,036
その他	342	496	545	484	607	600	578	591	580	621
計	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

2 統計（福祉行政報告例）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)												
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む)通告	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談	
								保健所	医療機関	学	教育委員会等												
男	4,121	3	835	89	2	7,260	59	7	219	474	33	1	2	3,671	1,116	124	389	18,405	67	74	4	4,967	
女	2,204	2	893	67	2	6,183	32	4	192	557	26	2	2	2,506	920	206	232	14,030	53	73	6	4,240	
計	6,325	5	1,728	156	4	13,443	91	11	411	1,031	59	3	4	6,177	2,036	330	621	32,435	120	147	10	9,207	
構成比%	19.5%	0.0%	5.3%	0.5%	0.0%	41.4%	0.3%	0.0%	1.3%	3.2%	0.2%	0.0%	0.0%	19.0%	6.3%	1.0%	1.9%	100.0%					

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)

(単位:件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談					育成相談				その他の相談	計	(再掲) 児童虐待通告	
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性行行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	性格行動相談	性行行動相談	性行行動相談	性行行動相談	性行行動相談	性行行動相談					
0歳	1,223	829	4	15	0	1	0	3	10	1	0	0	0	0	0	38	5	1	0	32	169	1,449	932
1歳	1,141	897	3	66	0	0	0	7	57	2	0	0	0	0	25	2	0	0	23	147	1,382	1,001	
2歳	1,168	896	1	185	2	0	0	4	175	4	0	0	0	0	59	9	0	0	50	212	1,625	1,034	
3歳	1,237	967	0	567	0	0	2	5	554	6	0	0	0	0	48	10	0	0	38	186	2,038	1,072	
4歳	1,180	923	0	595	3	0	0	3	586	3	0	0	0	0	58	14	0	0	44	213	2,046	1,022	
5歳	1,069	840	0	786	0	0	0	5	778	3	0	0	0	0	55	27	0	0	28	162	2,072	935	
6歳	1,142	894	0	334	2	0	0	3	320	9	1	0	0	0	65	38	1	0	26	152	1,694	989	
7歳	1,082	846	1	476	1	0	0	2	465	8	6	3	3	0	96	64	4	0	28	159	1,820	937	
8歳	1,098	880	0	451	0	0	1	4	438	8	12	5	7	0	105	72	9	0	24	160	1,826	982	
9歳	1,049	842	0	198	1	0	0	3	181	13	15	7	8	0	110	67	20	0	23	149	1,521	946	
10歳	997	761	1	197	2	0	0	1	185	9	23	15	8	0	110	80	16	0	14	130	1,458	855	
11歳	1,061	821	0	405	1	0	0	4	395	5	41	27	14	0	143	117	15	0	11	116	1,766	905	
12歳	1,026	756	4	589	0	0	0	0	578	11	76	35	41	0	236	168	20	0	48	98	2,029	858	
13歳	1,054	719	8	540	1	0	0	1	523	15	139	76	63	0	240	183	35	0	22	114	2,095	825	
14歳	1,021	733	5	395	1	0	0	4	379	11	138	91	47	0	228	187	33	0	8	111	1,898	813	
15歳	1,006	720	4	290	1	1	0	2	271	15	98	87	11	0	171	135	20	1	15	116	1,685	811	
16歳	854	575	6	334	0	0	0	3	317	14	82	78	4	0	181	147	18	0	16	114	1,571	647	
17歳	744	472	8	706	3	2	0	4	682	15	75	70	5	0	130	118	6	0	6	104	1,767	537	
18歳以上	271	94	0	316	0	2	0	1	312	1	7	6	1	0	12	10	1	0	1	87	693	16	
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	19,423	14,465	45	7,445	18	6	3	59	7,206	153	713	501	212	1	2,110	1,453	199	1	457	2,699	32,435	16,117	
構成比%	59.9%	44.6%	0.1%	23.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	22.2%	0.5%	2.2%	1.5%	0.7%	6.5%	4.5%	0.6%	0.0%	1.4%	8.3%	100.0%	49.7%		

## (3) 相談内容別対応状況(全児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定療養機関 支委託	里親委託	法4号27条第1項 送達裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	16,863	143	422	378	0	1	631	7	0	0	0	0	45	0	2	500	19,184
児童虐待相談	12,663	86	339	344	0	0	611	2	0	0	0	0	21	0	1	158	14,351
その他の相談	4,200	57	83	34	0	1	20	5	0	0	0	0	24	0	1	342	4,833
保健相談	37	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	46
障害相談	6,238	68	5	0	0	0	6	108	0	0	0	0	0	0	63	1,034	7,531
肢体不自由相談	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	37
視聴覚障害相談	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	8
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	12	38	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	35	3	94
知的障害相談	6,085	12	2	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	10	1,020	7,233
発達障害相談	133	0	3	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	10	156
非行相談	592	17	31	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	20	700
く犯行為等相談	435	14	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	496
触法行為等相談	157	3	16	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8	204
育成相談	1,911	31	36	4	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	114	2,110
性格行動相談	1,332	29	28	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	47	1,449
不登校相談	188	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	200
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	390	1	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	460
その他の相談	1,165	4	113	9	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1,415	2,713
計	26,806	263	609	413	0	1	649	118	0	0	0	0	45	5	65	3,090	32,284
構成比%	83.0%	0.8%	1.9%	1.3%	0.0%	0.0%	2.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	9.6%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(全児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐 待	その他		
児童福祉施設に入所	0	1	0	11	126	39	15	192
里 親 委 託	0	0	0	9	21	10	5	45
面 接 指 導	51	34	24	239	13,088	3,184	808	17,428
そ の 他	2	0	4	10	1,116	215	172	1,519
計	53	35	28	269	14,351	3,448	1,000	19,184

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	1,021	133	1,340	176	673	3	2	198	82	9,452	587	684	14,351

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	5,973	568	7,126	37	647	14,351

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	288	4	1,896	839	325	2,513
3～学齢前児童	592	25	2,357	961	649	3,623
小 学 生	1,237	51	2,911	1,202	698	4,897
中 学 生	657	28	1,219	453	275	2,179
高校生・その他	354	22	637	221	126	1,139
計	3,128	130	9,020	3,676	2,073	14,351

(工) 児童虐待防止法関係

(単位：件)

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	保護者 指導勧告	親権停止 審判	全部制限
件 数	14,344	3	2	0	8	2	0	0

ウ 親権・後見人関係

(単位：件)

	管理権喪失審判の 請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判 取消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	0	0	0	0	5	0
承認件数	0	0	0	0	4	0

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(全児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	37,061	2,125	592	366	4,809	841	918	773	5,317	0	416	1,647	5,995	176
(再掲)児童虐待	25,761	798	364	255	586	44	574	385	3,325	0	295	1,042	4,455	93
保 護 者	149,574	99	37	18	0	0	0	0	22,960	0	51	796	24,027	16
(再掲)児童虐待	107,513	52	18	9	0	0	0	0	3,212	0	37	518	17,485	8
そ の 他	334,557	97	7	29	0	0	0	0	17,459	0	25	1,197	45,272	386
(再掲)児童虐待	229,214	55	3	21	0	0	0	0	9,408	0	14	863	34,431	256
計	521,192	2,321	636	413	4,809	841	918	773	45,736	0	492	3,640	75,294	578
(再掲)児童虐待	362,488	905	385	285	586	44	574	385	15,945	0	346	2,423	56,371	357

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	253	153,281
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	25	29,811

中央児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)																		
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	564	0	95	10	0	815	5	1	22	46	1	0	1	446	169	17	67	2,259	10	9	0	729
女	295	0	97	8	0	660	0	0	16	67	2	0	0	305	97	22	37	1,606	7	9	0	603
計	859	0	192	18	0	1,475	5	1	38	113	3	0	1	751	266	39	104	3,865	17	18	0	1,332
構成比%	22.2%	0.0%	5.0%	0.5%	0.0%	38.2%	0.1%	0.0%	1.0%	2.9%	0.1%	0.0%	0.0%	19.4%	6.9%	1.0%	2.7%	100.0%				





(4) 養護相談の理由別対応状況(中央児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	2	25	6	3	36
里親委託	0	0	0	1	0	0	2	3
面接指導	12	12	3	39	1,473	287	113	1,939
その他	0	0	0	1	123	18	15	157
計	12	12	3	43	1,621	311	133	2,135

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	130	20	164	19	92	0	0	25	4	1,009	69	89	1,621

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	638	43	872	3	65	1,621

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	31	0	207	97	35	273
3～学齢前児童	67	4	259	96	75	405
小学生	136	4	350	119	89	579
中学生	74	4	111	33	35	224
高校生・その他	47	0	74	26	19	140
計	355	12	1,001	371	253	1,621

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(中央児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	5,682	301	89	76	641	99	154	155	1,493		79	392	1,193	71
(再掲)児童虐待	3,935	124	38	57	75	7	111	93	994		61	318	935	61
保 護 者	18,178	28	13	9	0	0	0	0	2,632		7	63	3,681	2
(再掲)児童虐待	12,830	9	3	5	0	0	0	0	281		7	35	2,748	0
そ の 他	47,074	18	2	6	0	0	0	0	2,851		4	199	7,738	76
(再掲)児童虐待	32,574	12	1	5	0	0	0	0	1,767		4	131	5,939	61
計	70,934	347	104	91	641	99	154	155	6,976	0	90	654	12,612	149
(再掲)児童虐待	49,339	145	42	67	75	7	111	93	3,042	0	72	484	9,622	122

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	42	22,062
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	3,581

南 児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)												
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談
男	508	2	150	3	72	2	0	523	170	20	40	2,612	10	14	0	811
女	236	1	149	1	66	0	1	347	140	27	26	2,040	7	6	0	667
計	744	3	299	4	138	2	1	870	310	47	66	4,652	17	20	0	1,478
構成比%	16.0%	0.1%	6.4%	0.1%	3.0%	0.0%	0.0%	18.7%	6.7%	1.0%	1.4%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(南見相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談					育成相談				その他の相談	計	(再掲)児童虐待通告
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談					
0歳	177	107	70	5	0	0	3	2	0	0	0	2	0	2	0	19	203	122			
1歳	184	137	47	16	0	0	0	14	2	0	0	4	0	4	0	13	217	159			
2歳	163	113	50	28	0	0	0	28	0	0	0	4	0	4	0	29	224	137			
3歳	218	155	63	74	0	1	1	71	1	0	0	6	1	5	0	28	326	180			
4歳	181	125	56	116	1	0	1	114	0	0	0	7	2	5	0	33	337	142			
5歳	163	124	39	104	0	0	1	103	0	0	0	7	3	4	0	13	287	140			
6歳	176	129	47	46	0	0	2	43	1	0	0	6	5	1	15	243	149				
7歳	149	111	38	77	1	0	0	75	1	0	0	8	4	4	14	248	120				
8歳	179	130	49	70	0	0	0	69	1	1	0	11	7	1	29	290	149				
9歳	166	129	37	20	0	0	0	18	2	1	1	12	6	2	19	219	144				
10歳	168	111	57	21	0	0	0	19	2	2	1	14	9	2	16	222	133				
11歳	158	109	49	63	0	0	0	62	1	7	4	16	14	2	11	255	121				
12歳	153	109	44	58	0	0	0	58	0	13	9	15	11	4	8	248	129				
13歳	189	117	72	61	0	0	0	60	1	24	11	32	23	7	12	323	133				
14歳	182	99	83	51	0	0	0	48	3	26	16	25	21	3	11	296	119				
15歳	135	83	52	32	0	0	0	28	4	11	9	6	3	2	17	202	91				
16歳	106	65	41	40	0	0	0	39	1	12	10	12	6	5	15	186	73				
17歳	120	60	60	69	1	0	0	65	3	8	8	9	8	1	14	224	67				
18歳以上	32	14	18	54	0	0	0	54	0	1	1	2	2	0	13	102	2				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	2,999	2,027	972	1,005	3	0	1	970	23	108	71	198	127	34	329	4,652	2,310				
構成比%	64.5%	43.6%	20.9%	21.6%	0.1%	0.0%	0.0%	20.9%	0.5%	2.3%	1.5%	4.3%	2.7%	0.7%	7.1%	100.0%	49.7%				



(4) 養護相談の理由別対応状況(南児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐 待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	10	7	2	20
里 親 委 託	0	0	0	1	5	2	1	9
面 接 指 導	7	3	5	34	1,948	602	212	2,811
そ の 他	0	0	0	6	131	33	48	218
計	7	3	5	42	2,094	644	263	3,058

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	124	13	169	30	49	2	0	25	11	1,496	72	103	2,094

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	952	87	937	5	113	2,094

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	27	0	289	113	43	359
3～学齢前児童	86	2	376	148	94	558
小 学 生	191	3	432	167	87	713
中 学 生	110	2	168	62	41	321
高校生・その他	48	2	85	23	8	143
計	462	9	1,350	513	273	2,094

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(南児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	5,557	217	85	27	598	146	159	170	625		37	229	710	3
(再掲)児童虐待	3,826	93	67	22	69	13	105	108	414		28	141	524	0
保 護 者	19,675	4	3	1	0	0	0	0	2,581		6	150	2,644	1
(再掲)児童虐待	13,678	3	2	1	0	0	0	0	389		4	74	1,958	0
そ の 他	43,112	21	1	6	0	0	0	0	1,911		3	236	5,114	3
(再掲)児童虐待	27,634	9	1	5	0	0	0	0	849		1	132	3,448	1
計	68,344	242	89	34	598	146	159	170	5,117	0	46	615	8,468	7
(再掲)児童虐待	45,138	105	70	28	69	13	105	108	1,652	0	33	347	5,930	1

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	36	20,717
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	3	5,312

川越児童相談所

(1) 経路別受付状況

	(単位：件)																					
	(再掲)																					
	都道府県・市町村	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	650	0	150	8	1	1,203	11	1	40	64	3	0	0	546	134	22	72	2,905	11	10	0	882
女	403	0	121	11	0	1,060	5	0	33	76	1	0	0	407	150	37	36	2,340	15	13	0	776
計	1,053	0	271	19	1	2,263	16	1	73	140	4	0	0	953	284	59	108	5,245	26	23	0	1,658
構成比%	20.1%	0.0%	5.2%	0.4%	0.0%	43.1%	0.3%	0.0%	1.4%	2.7%	0.1%	0.0%	0.0%	18.2%	5.4%	1.1%	2.1%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(川越児相)

(単位：件)

	養護相談		児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談						非行相談	育成相談				その他の相談	計	(再掲)児童虐待通告		
	肢体不自由相談	視聴覚障害相談				言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談	育児・しつけ相談	性行相談	触法行為等相談				ぐ犯行為等相談	
0歳	194	148	46	2	3	0	0	0	0	3	0	0	0	8	1	1	0	6	34	241	164
1歳	189	155	34	0	8	0	0	0	1	7	0	0	0	4	0	0	0	4	42	243	178
2歳	187	162	25	1	32	0	0	0	1	31	0	0	0	14	2	0	0	12	48	282	184
3歳	186	158	28	0	68	0	0	0	1	66	1	0	0	5	1	0	0	4	43	302	175
4歳	204	176	28	0	77	0	0	0	0	76	1	0	0	8	2	0	0	6	45	334	195
5歳	158	137	21	0	118	0	0	0	0	118	0	0	0	4	1	0	0	3	35	315	146
6歳	169	151	18	0	62	0	0	0	0	61	1	0	0	8	5	0	0	3	37	276	168
7歳	186	159	27	1	55	0	0	0	0	55	0	3	1	13	9	1	0	3	42	300	177
8歳	157	138	19	0	69	0	0	0	1	67	1	1	0	20	12	0	0	8	35	282	150
9歳	140	121	19	0	38	0	0	0	1	36	1	4	1	25	18	4	0	3	33	240	142
10歳	157	132	25	0	29	0	0	0	0	28	1	4	4	10	5	2	0	3	24	224	150
11歳	143	131	12	0	58	0	0	0	0	58	0	5	4	16	15	1	0	0	22	244	142
12歳	148	125	23	0	105	0	0	0	0	103	2	9	5	61	31	4	0	26	29	352	143
13歳	153	125	28	2	74	0	0	0	0	73	1	21	13	45	34	6	0	5	33	328	147
14歳	162	133	29	2	62	0	0	0	1	60	1	22	17	53	44	5	0	4	23	324	146
15歳	108	88	20	0	55	0	0	0	0	51	4	25	24	37	25	4	1	7	31	256	104
16歳	138	104	34	2	58	0	0	0	0	54	4	24	23	41	37	2	0	2	28	291	120
17歳	107	92	15	1	125	1	1	0	0	120	3	10	10	34	33	1	0	0	24	301	105
18歳以上	31	15	16	0	54	0	0	0	1	53	0	1	1	5	4	1	0	0	19	110	2
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,917	2,450	467	11	1,150	1	1	0	7	1,120	21	129	103	411	279	32	1	99	627	5,245	2,738
構成比%	55.6%	46.7%	8.9%	0.2%	21.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	21.4%	0.4%	2.5%	2.0%	7.8%	5.3%	0.6%	0.0%	1.9%	12.0%	100.0%	52.2%



(4) 養護相談の理由別対応状況(川越児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	22	3	4	30
里親委託	0	0	0	6	9	4	1	20
面接指導	1	3	2	42	1,975	277	49	2,349
その他	0	0	0	0	387	17	23	427
計	1	3	2	49	2,393	301	77	2,826

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	150	17	207	32	147	0	0	33	5	1,626	59	117	2,393

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,011	88	1,197	7	90	2,393

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	65	1	315	155	48	429
3～学齢前児童	87	8	406	180	122	623
小学生	193	9	480	209	106	788
中学生	99	3	180	75	53	335
高校生・その他	62	5	125	38	26	218
計	506	26	1,506	657	355	2,393

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(川越児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	5,694	280	105	23	774	117	138	90	723		30	130	848	3
(再掲)児童虐待	4,260	109	73	15	110	1	105	49	559		19	89	615	0
保護者	28,930	2	0	0	0	0	0	0	4,573		0	186	4,453	0
(再掲)児童虐待	22,884	2	0	0	0	0	0	0	963		0	140	3,277	0
その他	57,340	12	1	4	0	0	0	0	3,204		0	211	6,949	36
(再掲)児童虐待	41,448	11	1	4	0	0	0	0	1,937		0	166	5,070	13
計	91,964	294	106	27	774	117	138	90	8,500	0	30	527	12,250	39
(再掲)児童虐待	68,592	122	74	19	110	1	105	49	3,459	0	19	395	8,962	13

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	32	24,261
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	5	5,192

所沢児童相談所

(1) 経路別受付状況

	都道府県・市町村										(再掲)										
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談
男	754	0	124	29	0	1,288	12	1	36	90	6	0	679	198	16	67	3,300	16	15	3	915
女	421	0	141	18	0	1,059	5	1	39	103	13	0	482	163	9	42	2,524	9	13	5	835
計	1,175	0	265	47	0	2,347	17	2	75	193	19	0	1,161	361	25	109	5,824	25	28	8	1,750
構成比%	20.2%	0.0%	4.6%	0.8%	0.0%	40.3%	0.3%	0.0%	1.3%	3.3%	0.3%	0.0%	19.9%	6.2%	0.9%	1.9%	100.0%				

(単位：件)

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(所沢児相)

(単位：件)

	養護相談		児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談						非行相談	育成相談				その他の相談	計	(再掲)児童虐待通告	
	肢体不自由相談	視聴覚障害相談				言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性格行動相談	不登校相談		適性相談	育児・しつけ相談						
0歳	226	154	72	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	5	1	0	4	18	251	165
1歳	192	159	33	0	15	0	0	0	1	14	0	0	0	7	1	0	6	21	235	171
2歳	218	176	42	0	43	1	0	0	2	39	1	0	0	17	5	0	12	24	302	192
3歳	202	172	30	0	100	0	0	0	0	99	1	0	0	15	4	0	11	18	335	185
4歳	197	156	41	0	123	1	0	0	2	119	1	0	0	11	2	0	9	22	353	170
5歳	183	153	30	0	139	0	0	0	0	139	0	0	0	10	4	0	6	18	350	167
6歳	201	164	37	0	73	1	0	0	0	71	1	1	0	14	11	0	3	18	307	179
7歳	180	142	38	0	82	0	0	0	1	80	1	2	0	17	14	1	2	14	295	157
8歳	200	173	27	0	99	0	0	1	0	98	0	3	2	23	18	1	4	22	347	186
9歳	174	145	29	0	48	0	0	0	0	46	2	1	0	30	21	7	2	19	272	163
10歳	191	158	33	0	38	0	0	0	0	37	1	2	2	37	28	3	6	25	293	173
11歳	185	150	35	0	54	0	0	0	2	51	1	7	6	50	46	0	4	11	307	162
12歳	176	136	40	0	123	0	0	0	0	122	1	15	8	55	49	4	2	10	379	156
13歳	153	116	37	0	104	0	0	0	0	101	3	24	16	78	69	6	3	9	368	129
14歳	178	147	31	2	78	0	0	0	1	77	0	26	18	55	50	5	0	8	347	152
15歳	176	132	44	1	53	1	1	0	1	48	2	21	17	63	58	5	0	14	328	148
16歳	159	121	38	1	59	0	0	0	0	59	0	10	9	58	51	4	3	13	300	129
17歳	142	97	45	0	136	0	0	0	0	133	3	15	13	43	41	2	0	14	350	102
18歳以上	52	23	29	0	46	0	0	0	0	46	0	1	1	1	1	0	0	5	105	4
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,385	2,674	711	4	1,415	4	1	1	10	1,381	18	128	95	589	474	38	77	303	5,824	2,890
構成比%	58.1%	45.9%	12.2%	0.1%	24.3%	0.1%	0.0%	0.2%	23.7%	0.3%	2.2%	1.6%	10.1%	8.1%	0.7%	1.3%	5.2%	100.0%	49.6%	

## (3) 相談内容別対応状況(所沢児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1家庭支援委託	市町村・福祉指導	福祉・事務通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関連携支援	里親委託	法4号27条第1項裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	3,072	30	90	61	0	0	0	5	0	0	41	0	6	0	0	73	3,378
児童虐待相談	2,485	15	80	56	0	0	0	0	0	0	23	0	2	0	0	35	2,696
その他の相談	587	15	10	5	0	0	0	5	0	0	18	0	4	0	0	38	682
保健相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
障害相談	1,182	18	0	0	0	0	0	20	0	0	1	0	0	0	17	197	1,435
肢体不自由相談	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
言語発達障害等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障害相談	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	16
知的障害相談	1,166	6	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	6	195	1,390
発達障害相談	14	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	19
非行相談	94	6	9	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	4	120
く犯行為等相談	78	5	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	91
触法行為等相談	16	1	5	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	29
育成相談	527	11	18	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	15	576
性格行動相談	418	10	13	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	13	459
不登校相談	34	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	75	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	79
その他の相談	140	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	309
計	5,018	65	120	65	0	0	0	25	0	0	49	0	6	1	17	456	5,822
構成比%	86.2%	1.1%	2.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	7.8%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(所沢児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	1	0	3	23	11	3	41
里親委託	0	0	0	1	2	3	0	6
面接指導	8	5	3	43	2,580	427	126	3,192
その他	0	0	0	1	91	21	26	139
計	8	6	3	48	2,696	462	155	3,378

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	176	25	256	24	176	0	2	40	37	1,708	140	112	2,696

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,173	82	1,315	3	123	2,696

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	65	1	362	172	58	486
3～学齢前児童	113	6	440	191	95	654
小学生	255	13	523	246	121	912
中学生	125	10	223	100	49	407
高校生・その他	84	6	123	49	24	237
計	642	36	1,671	758	347	2,696

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(所沢児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	7,081	510	133	39	919	191	167	107	795		97	187	1,038	24
(再掲)児童虐待	4,355	171	67	15	95	6	73	35	397		61	67	625	17
保 護 者	28,036	17	2	0	0	0	0	0	3,920		1	93	4,219	3
(再掲)児童虐待	17,960	8	0	0	0	0	0	0	368		1	48	2,593	0
そ の 他	66,123	21	2	4	0	0	0	0	3,201		8	79	6,228	220
(再掲)児童虐待	41,348	12	0	2	0	0	0	0	1,717		4	44	4,230	174
計	101,240	548	137	43	919	191	167	107	7,916	0	106	359	11,485	247
(再掲)児童虐待	63,663	191	67	17	95	6	73	35	2,482	0	66	159	7,448	191

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	49	29,865
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	6	7,668

熊谷児童相談所

(1) 経路別受付状況

	(単位：件)																				
	都道府県・市町村										(再掲)										
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	622	0	84	8	0	1,028	13	0	28	43	1	1	523	136	16	58	2,562	6	14	0	687
女	335	0	125	5	0	875	4	1	29	46	0	0	353	133	25	32	1,964	3	16	0	603
計	957	0	209	13	0	1,903	17	1	57	89	1	2	876	269	41	90	4,526	9	30	0	1,290
構成比%	21.1%	0.0%	4.6%	0.3%	0.0%	42.0%	0.4%	0.0%	1.3%	2.0%	0.0%	0.0%	19.4%	5.9%	0.9%	2.0%	100.0%				



## (3) 相談内容別対応状況(熊谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		医療機関連携支援委託	里親委託	法4号第2条第1項第4号による送達第1庭裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	2,341	14	19	32	0	0	171	1	0	0	0	0	1	0	0	89	2,697
児童虐待相談	1,616	8	14	30	0	0	162	1	0	0	0	0	1	0	0	3	1,854
その他の相談	725	6	5	2	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	86	843
保健相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12
障害相談	909	10	4	0	0	0	6	50	0	0	0	0	0	0	10	133	1,125
肢体不自由相談	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	3	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	1	23
知的障害相談	859	0	2	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	0	130	1,040
発達障害相談	45	0	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
非行相談	87	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	96
く犯行為等相談	62	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	69
触法行為等相談	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	27
育成相談	215	2	3	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	37	263
性格行動相談	122	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	133
不登校相談	22	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	25
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	71	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	29	105
その他の相談	89	0	59	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197	346
計	3,650	26	86	34	0	0	182	51	0	0	0	0	1	2	10	463	4,539
構成比%	80.4%	0.6%	1.9%	0.7%	0.0%	0.0%	4.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	10.2%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(熊谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	4	19	6	0	29
里親委託	0	0	0	0	1	0	0	1
面接指導	2	5	4	28	1,638	595	102	2,374
その他	0	0	4	1	196	61	31	293
計	2	5	8	33	1,854	662	133	2,697

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	140	21	170	19	70	0	0	19	7	1,316	23	69	1,854

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	769	82	897	2	104	1,854

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	27	0	246	79	45	318
3～学齢前児童	62	1	323	109	77	463
小学生	135	8	423	151	90	656
中学生	74	1	171	59	28	274
高校生・その他	32	4	93	28	14	143
計	330	14	1,256	426	254	1,854

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(熊谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	3,833	223	27	34	686	97	76	64	407		16	72	516	10
(再掲)児童虐待	2,726	56	25	28	84	6	58	14	295		13	54	436	1
保 護 者	13,904	2	0	1	0	0	0	0	3,727		0	81	1,697	0
(再掲)児童虐待	10,278	2	0	1	0	0	0	0	667		0	74	1,348	0
そ の 他	37,767	5	0	4	0	0	0	0	2,765		0	160	4,025	33
(再掲)児童虐待	26,460	2	0	3	0	0	0	0	1,618		0	145	3,106	1
計	55,504	230	27	39	686	97	76	64	6,899	0	16	313	6,238	43
(再掲)児童虐待	39,464	60	25	32	84	6	58	14	2,580	0	13	273	4,890	2

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	8	18,556
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	4,415

越谷児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)											
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	617	1	125	11	1	1,103	3	1	30	87	18	0	0	527	173	18	56	2,771	7	5	0	477
女	301	1	118	13	2	816	10	1	34	104	9	0	0	368	143	36	34	1,990	4	8	0	369
計	918	2	243	24	3	1,919	13	2	64	191	27	0	0	895	316	54	90	4,761	11	13	0	846
構成比%	19.3%	0.0%	5.1%	0.5%	0.1%	40.3%	0.3%	0.0%	1.3%	4.0%	0.6%	0.0%	0.0%	18.8%	6.6%	1.1%	1.9%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(越谷児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談			育成相談				その他の相談	計	(再掲)児童虐待通告
	児童虐待相談	その他の相談	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			
0歳	175	116	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	25	206	130
1歳	158	115	0	43	0	0	0	2	7	0	0	0	0	3	0	0	3	17	187	127
2歳	175	125	0	50	0	0	0	0	28	1	0	0	0	7	2	0	5	41	252	152
3歳	176	132	0	44	0	0	0	0	106	0	0	0	0	7	3	0	4	30	319	147
4歳	184	139	0	45	0	0	0	0	74	0	0	0	0	7	3	0	4	38	303	149
5歳	162	123	0	39	0	0	0	2	103	0	0	0	0	13	11	0	2	23	303	134
6歳	162	124	0	38	0	0	0	0	35	0	0	0	0	9	4	0	5	21	228	129
7歳	187	137	0	50	0	0	0	0	64	0	0	0	0	16	13	1	2	30	297	145
8歳	159	123	0	36	0	0	0	0	60	2	1	0	1	13	7	4	2	17	252	133
9歳	181	142	0	39	0	0	0	0	20	2	3	0	0	10	7	1	2	24	240	153
10歳	131	91	1	40	0	0	0	1	33	0	4	2	2	8	8	0	0	23	202	98
11歳	157	117	0	40	0	0	0	0	66	0	8	6	2	16	11	2	3	16	264	131
12歳	139	87	0	52	0	0	0	0	85	1	7	3	4	22	19	3	0	12	266	92
13歳	190	111	0	79	0	0	0	0	80	0	17	4	13	21	13	5	3	19	327	122
14歳	168	109	0	59	0	0	0	0	47	0	17	11	6	27	19	7	1	22	281	120
15歳	217	159	0	58	0	0	0	0	31	1	14	10	4	18	12	3	3	13	294	169
16歳	147	79	1	68	0	0	0	0	36	0	10	10	0	26	19	5	2	18	238	89
17歳	98	49	0	49	0	0	0	0	74	2	11	10	1	10	7	1	2	15	212	60
18歳以上	38	8	0	30	0	0	0	0	34	0	1	1	0	0	0	0	0	16	90	1
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,004	2,086	2	918	2	1,003	3	2	983	9	93	60	33	239	158	32	49	420	4,761	2,281
構成比%	63.1%	43.8%	0.0%	19.3%	21.1%	0.1%	0.0%	0.0%	20.6%	0.2%	2.0%	1.3%	0.7%	5.0%	3.3%	0.7%	1.0%	8.8%	100.0%	47.9%



(4) 養護相談の理由別対応状況(越谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	0	12	4	2	18
里親委託	0	0	0	0	3	1	1	5
面接指導	19	3	2	21	1,889	645	143	2,722
その他	2	0	0	0	114	46	19	181
計	21	3	2	21	2,018	696	165	2,926

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	188	31	213	33	100	0	0	36	7	1,198	117	95	2,018

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	812	87	997	10	112	2,018

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	46	2	238	114	51	337
3～学齢前児童	94	2	300	125	100	496
小学生	167	10	372	169	115	664
中学生	92	4	234	67	49	379
高校生・その他	47	0	69	25	26	142
計	446	18	1,213	500	341	2,018

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(越谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	5,197	319	69	81	702	103	150	140	611		87	356	1,047	49
(再掲)児童虐待	3,714	117	36	52	100	7	81	66	344		61	225	809	5
保 護 者	24,124	32	15	7	0	0	0	0	3,039		27	139	4,802	8
(再掲)児童虐待	17,687	21	12	2	0	0	0	0	338		21	102	3,638	6
そ の 他	45,616	5	1	4	0	0	0	0	1,448		5	114	9,120	18
(再掲)児童虐待	32,474	1	0	1	0	0	0	0	604		0	88	7,658	6
計	74,937	356	85	92	702	103	150	140	5,098	0	119	609	14,969	75
(再掲)児童虐待	53,875	139	48	55	100	7	81	66	1,286	0	82	415	12,105	17

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	47	20,965
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	3	1,941

草加児童相談所

(1) 経路別受付状況

都道府県・市町村

(単位：件)

	都道府県・市町村			保健所等				学校等		児童本人	その他	(再掲)			計
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	措置変更	期間延長			巡回相談	電話相談		
男	406	0	107	0	21	72	2	0	0	15	29	7	1	1	1,996
女	213	0	142	0	13	95	1	0	0	22	25	8	1	1	1,566
計	619	0	249	0	34	167	3	0	0	37	54	15	2	2	3,562
構成比%	17.4%	0.0%	7.0%	0.0%	1.0%	4.7%	0.1%	0.0%	0.0%	1.0%	1.5%	0.4%	0.1%	0.0%	100.0%





(4) 養護相談の理由別対応状況(草加児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	0	15	2	1	18
里親委託	0	0	0	0	1	0	0	1
面接指導	2	3	5	32	1,585	351	63	2,041
その他	0	0	0	1	74	19	10	104
計	2	3	5	33	1,675	372	74	2,164

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	113	6	161	19	39	1	0	20	11	1,099	107	99	1,675

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	618	99	911	7	40	1,675

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	27	0	239	109	45	311
3～学齢前児童	83	2	253	112	86	424
小学生	160	4	331	141	90	585
中学生	83	4	132	57	20	239
高校生・その他	34	5	68	32	9	116
計	387	15	1,023	451	250	1,675

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(草加児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	4,017	275	84	86	489	88	74	47	663		70	281	643	16
(再掲)児童虐待	2,945	128	58	66	53	4	41	20	322		52	148	511	9
保 護 者	16,727	14	4	0	0	0	0	0	2,488		10	84	2,531	2
(再掲)児童虐待	12,196	7	1	0	0	0	0	0	206		4	45	1,923	2
そ の 他	37,525	15	0	1	0	0	0	0	2,079		5	198	6,098	0
(再掲)児童虐待	27,276	8	0	1	0	0	0	0	916		5	157	4,980	0
計	58,269	304	88	87	489	88	74	47	5,230	0	85	563	9,272	18
(再掲)児童虐待	42,417	143	59	67	53	4	41	20	1,444	0	61	350	7,414	11

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	39	16,855
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	0	1,702

### 3 診 断

(1) 医学的診察件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
精 神 科	115	158	126	161	239	41	62
小 児 科	113	114	19	175	139	113	49
計	228	272	145	336	378	154	111

(2) 各種証明書発行件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	169	200	199	269	181	161	149	1,328
重度認定書	3	6	8	7	6	13	4	47
各種証明書	144	105	157	233	125	105	157	1,026
計	316	311	364	509	312	279	310	2,401

(3) 療育手帳判定実施状況

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
最 重 度	62	50	93	112	69	64	61	511
重 度	88	115	108	135	92	74	59	671
中 度	109	115	126	171	132	123	109	885
軽 度	284	210	302	381	287	185	205	1854
非 該 当	81	54	61	58	48	75	23	400
合 計	624	544	690	857	628	521	457	4321
(再掲) 取下げ	14	9	14	13	8	12	11	81

#### 4 里親委託

##### (1) 里親数

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	前年度末現在	91	99	106	162	93	67	46	664
	新規登録	15	8	9	23	8	8	5	76
	登録取消	14	7	9	12	13	3	5	63
	年度末現在	92	100	106	173	88	72	46	677
委託里親数	前年度末現在	27	33	36	49	26	14	9	194
	新規委託	7	9	12	14	2	5	3	52
	委託終了	5	6	16	8	5	2	2	44
	年度末現在	29	36	32	55	23	17	10	202

##### (2) 委託児童数 ( ( )内はファミリーホームの児童数を別掲)

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
前年度末委託児童数		29 (11)	37 (14)	40 (17)	56 (7)	29 (27)	15 (10)	11 (6)	217 (92)
新規委託児童数		10 (3)	12 (9)	28 (3)	18 (.0)	5 (1)	8 (2)	3 (.0)	84 (18)
	児童福祉施設から受託	6	7	12	9	4 (1)	4	2	44 (1)
	家庭から受託	4 (1)	2 (6)	13 (2)	4		1	1	25 (9)
	その他	(2)	3 (3)	3 (1)	5	1	3 (2)		15 (8)
委託終了児童数		8 (5)	12 (1)	32 (9)	14 (4)	9 (6)	4 (1)	1 (.0)	80 (26)
	解除	5 (4)	8 (1)	23 (5)	10 (3)	5 (6)	3 (.0)	1 (.0)	55 (19)
	家庭引取り	1	1	10 (2)	2	(1)			14 (3)
	普通養子縁組				1 (1)				1 (1)
	特別養子縁組	2	2	6	1	3	3	1	18 (.0)
	18歳に達したため	1	1	1	1	1 (1)			5 (1)
	逃亡		1						1 (.0)
	死亡								0 (.0)
	就職		1 (1)	(1)		(1)			1 (3)
	その他	1 (4)	2	6 (2)	5 (2)	1 (3)			15 (11)
	変更	3 (1)	4 (.0)	9 (4)	4 (1)	4 (.0)	1 (1)	0 (.0)	25 (7)
	児童福祉施設に入所	2 (1)	1	4 (2)	1				8 (3)
	他の里親に委託	1	2	2 (2)	3	1	1 (1)		10 (3)
	その他		1	3	(1)	3			7 (1)
年度末委託児童数		31 (9)	37 (22)	36 (11)	60 (3)	25 (22)	19 (11)	13 (6)	221 (84)

(3) 年齢階級別年度末委託児童数（（ ）内はファミリーホームの児童数を別掲）（単位：人）

年齢	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
0歳				1		(2)		1 (2)
1歳		4	5		1	3	1	14 (.0)
2歳	(1)	4	3	2		3	2	14 (1)
3歳	2	1	1	2	2	2	1	11 (.0)
4歳	3	3 (1)	3	6	1		1	17 (1)
5歳	4 (1)	1 (3)	1	9	1		2	18 (4)
6歳	4 (1)	1 (1)	3	6	1 (1)	2	(1)	17 (4)
7歳	1	2 (2)	3	2	1 (2)		1	10 (4)
8歳		2	(3)	3 (1)	3 (2)	1 (2)		9 (8)
9歳	2	4 (3)	1	2	(1)	1	(1)	10 (5)
10歳	(1)	3 (2)	2	3	1	(3)		9 (6)
11歳	2	2 (2)	(2)	3		1 (1)		8 (5)
12歳	3 (1)	3 (1)	2 (1)	2	2 (1)			12 (4)
13歳	4	3 (1)	3		1 (3)	1 (2)	2 (1)	14 (7)
14歳			1 (1)	3	1 (1)	2	1	8 (2)
15歳	1 (1)	1	1 (1)	6	1 (3)			10 (5)
16歳	3 (1)	2 (3)	2 (2)	6	3 (2)	2 (1)		18 (9)
17歳		(1)	4	3	2 (5)		(2)	9 (8)
18歳	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	2 (1)		2 (1)	8 (7)
19歳	1 (1)	(1)			2	1		4 (2)
計	31 (9)	37 (22)	36 (11)	60 (3)	25 (22)	19 (11)	13 (6)	221 (84)

福祉行政報告例第57表より

## 5 児童虐待防止対策事業

### (1) 児童相談所における市町村職員実務研修等実績

#### ア 市町村担当者に対する研修

児相	研修の名称	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数
中央	管内市町児童福祉担当新任職員研修会（1回） 管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（1回） 管内市町職員児童相談研修会（1回） 児童相談所における教員研修会（計4回）	7	63	7	47	5	2
南	管内児童福祉主管課長と児童相談所長との連絡会（1回） 管内3市実務職員研修（計3回） キーパーソン養成研修（1回）	5	32	8	15	10	42
川越	市町村新任児童相談担当職員等研修会（Zoom開催）（1回） 管内市町村児童虐待対応担当課長会議（Zoom開催）（1回） 市町村新任児童相談担当職員等研修会（三会議傍聴研修）（1回）	3	62	3	71	11	100
所沢	管内市児童相談主管課長会議（1回） 要対協実務者基礎研修（1回）	2	33	1	18	1	25
熊谷	管内市町児童福祉主管課長会議（1回） 三会議（受理・診断・処遇会議）体験研修（計5回） 管内市町児童福祉担当者会議兼研修会（1回） リスクアセスメント研修（1回）	8	66	10	60	10	52
越谷	管内市町児童福祉担当主管課長会議（1回） 管内市町職員研修（2回） 三会議の見学研修（4回）	7	51	9	52	2	19
草加	管内4市児童福祉担当主管課長会議（1回） 管内市三会議傍聴研修（計2回） キーパーソン研修（実習）（計2回）	5	27	3	20	3	16
計		36	327	41	283	42	256

イ 三会議による研修（前記アから再掲）

児相	研 修 の 内 容	参加人数			
		R5	R4	R3	R2
中央	三会議(受理・診断・処遇)見学 6/27～2/16 計4回 (児童相談所における教員研修会 再掲)	8	8	2	
南	三会議(受理・診断・処遇)見学 11/30～12/14 計3回 (管内3市実務職員研修 再掲)	17	15	24	18
川越	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴、質疑応答 9/14 計1回 (市町村新任児童相談担当職員等研修会 再掲)	17	23	28	24
所沢					
熊谷	三会議(受理・診断・処遇)の見学 7/6～8/3 計5回 (三会議体験研修 再掲)	15	17	10	13
越谷	三会議の見学参加 1/11～2/8 計4回 (三会議の見学研修 再掲)	12	18		
草加	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 7/13、7/27 計2回 (管内市三会議傍聴研修 再掲)	12	7	5	4
計		81	88	69	59

ウ セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

児相	実施日	研修名	主な内容	主な参加機関名	参加人数
中央	R5.10.4	上尾市民生委員・児童委員協議会視察研修	児童相談所の業務説明	上尾市民生委員・児童委員・主任児童委員	22
川越	R5.9.27	川越市民生委員、主任児童委員部会	児童相談所の概要説明 質疑応答	川越市主任児童委員	40
	R6.1.15	乳児全戸訪問事業及び子育て世代包括支援事業従事者研修会	母子保健事業を実施する際の虐待予防的観点について知っておくべきこと、虐待による保護対象となったのちに家庭復帰する際の地域での支援体制やフォローについて地域保健に求めること	ふじみ野市保健センター等 母子保健担当者	20

(2) 要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児 相	会議	開催参加回数		
		R5	R4	R3
中 央	代表者会議	8	8	7
	実務者会議	58	55	53
南	代表者会議	3	3	3
	実務者会議	55	56	56
川 越	代表者会議	18	17	17
	代表者・実務者会議			1
	実務者会議	92	90	89
所 沢	代表者会議	8	8	4
	実務者会議	68	68	45
熊 谷	代表者会議	14	11	5
	実務者会議	91	85	79
	臨時実務者会議			4
越 谷	代表者会議	7	6	6
	実務者会議	47	42	40
草 加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	35	35	35
計	代表者会議	62	57	46
	代表者・実務者会議			1
	実務者会議(臨時を含む)	446	431	401
	会議合計	508	488	448

個別ケース検討会議参加回数

	参 加 回 数							合 計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4 月	6	0	2	5	5	8	3	29
5 月	4	9	2	5	1	5	5	31
6 月	7	5	3	3	7	4	7	36
7 月	10	8	8	8	5	8	7	54
8 月	8	3	6	7	8	13	3	48
9 月	7	6	4	8	10	3	7	45
10月	6	5	7	8	7	7	7	47
11月	8	5	6	3	4	6	8	40
12月	11	4	4	2	6	5	4	36
1 月	3	6	3	3	5	4	6	30
2 月	10	6	3	5	10	3	6	43
3 月	6	6	4	7	8	2	7	40
合 計	86	63	52	64	76	68	70	479
R4合計	87	84	79	80	56	93	45	524
R3合計	72	59	79	74	52	58	46	440

(3) 関係機関との連絡会議

ア 警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R5.6.30	警察署等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関における児童虐待対応について</li> <li>臨検・搜索訓練（DVD視聴）</li> </ul>	管内警察署、さいたま地方検察庁、県警本部、こども安全課
南	R5.7.26	南児童相談所管内各警察署との連絡会	組織の状況等についての情報交換、協議・意見交換、臨検・搜索訓練（DVD視聴）	さいたま地方検察庁、埼玉県警察本部生活安全部人身安全対策課、管内警察署（川口、蕨、武南）、こども安全課
川越	R5.10.13	児童相談所と管内警察署との連絡会議	管内警察署等との情報・意見交換及び協議 臨検・搜索訓練（DVD視聴）	管内各警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁及び同庁川越支部、県こども安全課
所沢	R5.10.27	警察、検察等との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換</li> <li>臨検・搜索訓練（DVD視聴）</li> </ul>	児相、警察、検察
熊谷	R5.7.27	管内警察署等と児童相談所との連絡会及び臨検搜索訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の児童相談所の相談状況及び警察通告の受理と処理内容について（熊谷児相）</li> </ul> </li> <li>○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所と警察との連携について（こども安全課・県警本部）</li> <li>検察庁の取り組みについて（検察庁）</li> </ul> </li> <li>○各警察署の児童虐待及び少年非行への対応状況について（各警察署）</li> <li>○協議・意見交換</li> <li>◎臨検・搜索訓練（DVD視聴）</li> </ul>	<p>県警本部人身対策安全課</p> <p>管内10警察署少年係等</p> <p>さいたま地方検察庁・同熊谷支部</p> <p>こども安全課（児童虐待対策担当主幹）</p>
越谷	R5.8.4	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	①令和4年度児童相談の概要について、②令和4年度警察通告件数、③児童相談所からのFAXによる情報提供件数（さいたま地方検察庁資料）、④臨検・搜索訓練（DVD視聴）	管内5警察署、県警本部、さいたま地方検察庁、こども安全課
草加	R5.10.4	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の現況報告</li> <li>各警察署等における少年事件・児童虐待通報等の実情について</li> <li>協議・情報交換</li> <li>臨検・搜索訓練（DVD視聴）</li> </ul>	草加警察署、吉川警察署、さいたま地方検察庁（越谷支部）、県警本部、こども安全課

イ 保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R5.5.23	令和5年度管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議(再掲)	(1)中央児童相談所における児童相談の状況について (2)児童相談所と市町の連携について (3)各市町等における児童虐待相談等の状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について (4)こんにちは赤ちゃん事業について (5)里親委託の推進について	管内市町児童福祉主管課長、母子保健主管課長、保健センター所長
	R5.6.27	令和5年度管内市町児童福祉担当新任職員研修会(再掲)	(1)児童相談所の概要について (2)児童相談の対応について (3)一時保護所について (4)家族支援について (5)療育手帳等について (6)里親制度の概要について	管内市町児童福祉主管課・母子保健主管課・保健センター担当者
	R5.10.3	令和5年度市町職員児童相談研修会(再掲)	(1)「児童虐待相談への対応」について (2)「実務における留意点」について	管内市町児童福祉主管課・母子保健主管課・保健センター担当者
川越	R5.6.6	令和5年度管内市町村児童虐待対応担当課長会議(再掲)	児相における虐待相談等の状況、児相からの連絡事項 各市町村における虐待対応等の状況、意見交換	管内市町村児童福祉主管課、保健センター

ウ その他の連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R6.1.30	令和5年度中央児童相談所里親委託等推進委員会	(1)里親委託等について ・中央児童相談所の状況について ・各市町の状況について ・施設の状況について (2)埼玉県里親会中央ゆずりは会の活動について	管内市町児童福祉主管課 里親支援専門相談員 里親
川越	R6.2.13	家庭裁判所と児童相談所との連絡会議	家裁との情報・意見交換及び協議	家庭裁判所、川越児相所沢児相
熊谷	R5.5.30	管内療育手帳業務連絡会議	・療育手帳の進達手続き等の方法	管内市町児童福祉主管課 12カ所
越谷	R6.1.26	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市町の取組み	管内市町児童福祉主管課、里親委託専門相談員、越谷さくらんぼの会、管内児童養護施設
草加	R5.9.5	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市の取組	管内市町児童福祉主管課、里親支援専門相談員、越谷さくらんぼの会、児童養護施設、乳児院

## 6 児童相談法的対応強化事業

児童虐待等の相談に際し、子供や家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

	法 律 相 談				そ の 他 弁 護 士 活 動
	定 期		随 時		
中央	7日	15件	4回	4件	3日
南	11日	15件	4回	4件	3日
川越	6日	9件	6回	8件	5日
所沢	8日	10件	5回	5件	2日
熊谷	5日	5件	0回	0件	2日
越谷	9日	21件	7回	8件	3日
草加	10日	17件	1回	1件	1日
計	56日	92件	27回	30件	19日

## 7 地域・家族支援活動

### 児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実 施 事 業	回数	実 施 日	参加者
南	MY TREE パARENTS・プログラム	14	令和5年9月5日～6 年3月5日	5 (内、修了者5)

注) 参加者数は、グループ参加人数。

8 職員研修等

注) 以下、参加人数は延べ人数。

(1) 中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 童 相 談 所 合 同	児童相談所職員研修 オリエンテーション研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB	1	81
	新任職員基礎研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB 弁護士 松山馨氏	3	203
	保護担当新任職員研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB	2	48
	児童相談所2年目職員研修	児童相談所職員 NPO法人レジリエンス 西山さつき氏 明治学院大学教授 野末武義氏 ピヨンドザポーター(株) 安藤 亘 氏	3	163
	児童相談所2年目職員研修 (埼玉版機中八策)	児童相談所職員	3	51
	里親委託促進研修	児童相談所職員OB 埼玉県里親会副理事長 馬場由美子氏	1	51
	保護担当性的虐待対応ガイドライン実務研修	児童相談所職員	1	7
	児童心理司1年目研修	児童相談所職員	2	38
	児童心理司2年目研修	児童相談所職員	2	33
	児童心理司3年目研修	児童相談所職員	3	40
	児童心理司中堅研修	児童相談所職員	1	9
	児童心理司テーマ別研修 WISC-V「中級編」	日本臨床発達心理士会茨城支部長	1	43
	児童心理司テーマ別研修 WISC-V「初級編」	大六一志氏	1	35
	施設職員と児相職員との合同研修 ※埼玉県児童福祉施設協議会との共催	児童相談所職員、児童養護施設職員	2	70
	性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 山本恒雄氏	1	62
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所 山本恒雄氏	1	35
	法的被害事実確認面接 (NICHDプロトコル研修)	立命館大学教授 理化学研究所理事 仲真紀子氏	1	30
	テーマ別研修 ライフストーリーワークの基礎知識	立命館大学准教授 徳永祥子氏	1	85
	トラウマ・インフォームド・ケア	兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究 部長 亀岡智美氏	1	97
	チャレンジ学習会 心理支援知識・技術習得のための勉強会	児童相談所職員	通年	13
	オープン講座「プレイによる被虐待児の アセスメントとケアについて」	オフィス湯野代表 湯野貴子氏	1	38
	サインス・オブ・セイフティ (SofS) を学ぶ 外部講師との実践報告及び意見交換 (メンバー内)	児童相談所職員 千葉県銚子児童相談所職員	通年	12
				—

## (2) 所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	新任職員所内研修	児童相談所職員	9	58
	TF-CBTコンサルテーション	兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長 亀岡智美氏	13	214
	PCIT紹介研修	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	29
	PCITスーパービジョン	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	2	22
	DV環境にさらされた子どもへの心理教育プログラム	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	27
	西日本こども研修センターあかし 特別講座 受援力を高めるために必要な支援を考える ～世代間伝達の理解を踏まえて～	希咲未來氏 子どもの虐待防止センター 山口有紗氏 こども家庭庁参与 辻由紀子氏	1	12
	一時保護時の司法審査に関する研修会	児童相談所内弁護士協会 大阪弁護士会 大畑亮祐氏 ほか2名	1	20
心理グループ研修	児童相談所職員	5	40	
南	新任職員所内研修	児童相談所職員	4	52
	所内実務講座	児童相談所職員	10	121
	家族支援心理職員事例検討	児童相談所職員	10	50
川越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	22	216
	グループ研修	児童相談所職員	7	94
	ライフストーリーワーク	立命館大学衣笠総合研究機構 徳永祥子氏	1	24
所沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	8	109
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	3	44
	所内ミニ研修 ①電話対応について	児童相談所職員	1	6
	②負担金認定事務について	児童相談所職員	1	20
熊谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	6	54
	成育歴調査のポイント ～子どもの発達段階を踏まえて～	児童相談所職員	1	26
	「児相職員のためのセルフケア ～ヨガ体験でストレス対処法を増やそう～」	ヨガスタジオ スーリャとスッカ インストラクター 長澤 友佳子氏	2	30
越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	11
	新任業務研修	児童相談所職員	5	40
	「家族理解と援助の基礎」	明治学院大学教授 野末武義氏	1	67
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	2	47
	保護担当内研修「一時保護所に求めること」	さいたま子どものこころクリニック 星野崇啓氏	1	12
心理職員研修	児童相談所職員	5	61	
草加	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	4
	所内新任研修	児童相談所職員	9	102
	児童福祉司研修	児童相談所職員	12	117
	児童心理司研修	児童相談所職員	8	82
	職員研修会（事例検討）	明治学院大学教授 野末武義氏	2	26
	職員研修会（ケースの見立てについて）	大正大学名誉教授 近藤直司氏	1	15

(3) 外部派遣研修

児相	研修テーマ	研修実施機関	参加人数
中央	児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター	1
	児童相談所児童心理司新任職員研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	特別講座 受援力を高めるために必要な支援を考える～世代間伝達の理解を踏まえて～ (オンライン)	西日本こども研修センターあかし	12
	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	日本子ども虐待防止学会	3
	一時保護時の司法審査に関する研修会	児童相談所内弁護士協会	20
関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	3	
南	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	3
川越	児童相談所児童福祉司SVを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	2
所沢	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所一時保護施設スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	埼玉県児童福祉研究会	埼玉県児童福祉研究会	1
	保護者支援トレーナー養成講座	こども安全課	2
	DV被害者支援担当者研修2	婦人相談センター	1
	PTSD対策専門研修B.専門コース	国立精神・神経医療研究センター	3
	PTSD対策専門研修C.犯罪・性犯罪被害者コース	国立精神・神経医療研究センター	4
	一時保護時の司法審査に関する研修会	児童相談所内弁護士協会	1
	里親制度オンラインシンポジウム	朝日新聞社	1
	里親リクルート改善イベント	マッキンゼー アンド カンパニー	2
	里親業務担当者研修	早稲田大学社会的養育研究所	2
フォスタリングフォーラム	日本福祉大学	5	
関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	3	
熊谷	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	国立保健医療科学院	1
	2023年度テーマ別研修「子どもの声を聴く」	子どもの虹情報研修センター	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	3
児童相談所児童福祉司SVを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1	
越谷	児童相談所児童福祉司SVを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	西日本こども研修センターあかし	2
	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	日本子ども虐待防止学会	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	3
草加	令和5年度 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	国立保健医療科学院	1
	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	日本子ども虐待防止学会	2
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (横須賀市児相)	2

(4) 法定研修

研修名称	研修実施機関	修了者数
児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター	2
指導教育担当児童福祉司任用前研修	子どもの虹情報研修センター	15
児童福祉司任用後研修	こども安全課	25
児童福祉司任用後研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	8
児童福祉司任用前講習会	こども安全課	2
児童福祉司任用資格認定講習会	こども安全課	1

(5) 家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	親子相互交流療法 (PCIT) ・紹介研修  ・コーチ養成講座	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	29
		PCIT-International within Agency 取りまとめ (中央児相)	5	50

(6) 権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	被害確認面接 ・NICHD SV研修 ・NICHD 応用研修 ・NICHD バックスタッフ研修 ・ケースマネージメント研修	カウンセリングルームまるやま 丸山 恭子 氏	3	66
		愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏	1	25
		愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏	1	25
		愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏	1	21
取りまとめ (越谷児相)				

(7) 児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	埼玉版機中八策 (たまさく) 習得講座 (2日間)  「子ども虐待としてのDV (TTTプログラム研修)」 TF-CBTコンサルテーション	児童相談所職員	2	22
		武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	27
		兵庫県こころのケアセンター 亀岡智美氏	13	214
取りまとめ (中央児相)				

(8) その他 外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	事例のスーパーバイズ  家族・自立支援担当の児童心理司の役割について	立正大学 准教授 鈴木浩之氏	8	189
		武蔵野大学心理臨床センター 主任相談員 上原由紀氏	1	19
取りまとめ (所沢児相)				

	所 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	猪野塚 将	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	糸永 悦史	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
川越児童相談所	有光 博	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	岩元 貴博	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	岡田 真彦	360-0014	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152
越谷児童相談所	齋藤 宏之	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
草加児童相談所	山田 紀子	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

---

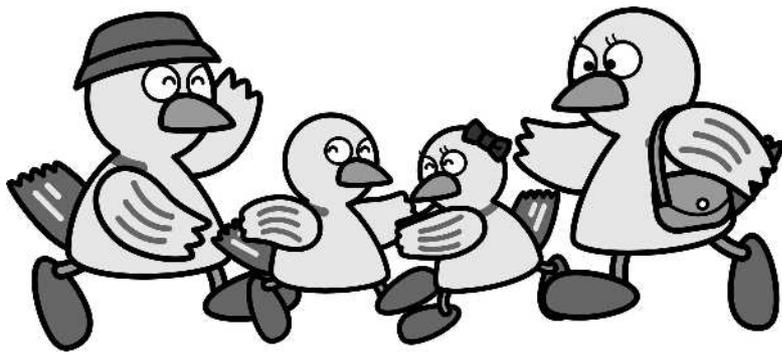
---

令和6年度版（令和5年度実績） 児童相談所業務概要  
埼玉の児童相談

令和6年11月  
発行 埼玉県中央児童相談所

---

---



埼玉県のマスコット コバトン